

令和7年12月5日（金曜日）

令和7年度南三陸町議会12月会議会議録

（第4日目）

令和7年12月5日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

出席議員（13名）

1番	星	岳大君	2番	伊藤	俊君
3番	阿部	司君	4番	高橋	尚勝君
5番	須藤	清孝君	6番	千葉	伸孝君
7番	佐藤	雄一君	8番	後藤	伸太郎君
9番	及川	幸子君	10番	今野	雄紀君
11番	三浦	清人君	12番	佐藤	正明君
13番	菅原	辰雄君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	千葉	啓君
副町長 （総務課長事務取扱）		三浦	浩君
企画課長		岩淵	武久君
町民税務課長兼 歌津総合支所長		芳賀	洋子君

保 健 福 祉 課 長	阿 部 好 伸 君
農 林 水 産 課 長	佐 藤 正 行 君
商 工 観 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	遠 藤 和 美 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	小野寺 洋 明 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	小 松 祐 治 君
教育委員会事務局長	及 川 貢 君
代表監査委員	横 山 孝 明 君
監査委員事務局長	高 橋 伸 彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 橋 伸 彦
主 幹	佐 藤 美 恵

議事日程 第4号

令和7年12月5日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第10号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第 3 報告第11号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に係る専決処分の報告について
- 第 4 議案第24号 南三陸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 5 議案第25号 南三陸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第 6 議案第26号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 7 議案第 27 号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 8 議案第 28 号 南三陸町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 9 議案第 29 号 工事請負変更契約の締結について
 - 第 10 議案第 31 号 公の施設の指定管理の指定について
 - 第 11 議案第 32 号 公の施設の指定管理の指定について
 - 第 12 同意第 4 号 南三陸町農業委員会の委員の任命について
 - 第 13 議案第 33 号 令和 7 年度南三陸町一般会計補正予算（第 3 号）
 - 第 14 議案第 34 号 令和 7 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 15 議案第 35 号 令和 7 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - 第 16 議案第 36 号 令和 7 年度南三陸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - 第 17 議員派遣
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 17 まで

午前10時00分 開議

○議長（菅原辰雄君） おはようございます。

12月会議4日目であります。本日も活発なる質疑に期待しております。よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菅原辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において11番三浦清人議員、12番佐藤正明議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 報告第10号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第2、報告第10号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第10号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、本年11月17日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） おはようございます。

それでは、報告第10号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書は1ページから3ページ、それから議案関係参考資料は1ページから5ページとなります。議案関係参考資料を用いて御説明をさせていただきます。

初めに、本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律への対応としまして、その内容に準じて既存の3つの条例についていずれも改正の趣旨が同様でありますことから、合わせて1本の条例として改正するものでございます。

議案関係参考資料の1ページ目から2ページ目には、第1条関係としまして南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を、3ページ目には、第2条関係としまして南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、それから4ページ目には、第3条関係としまして南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、それぞれ新旧対照表として整理してございます。

今回の改正理由でございますけれども、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童虐待に当たる行為を定めております児童福祉法第33条の10に、新たに第2項及び第3項が新設されましたことから、同条の規定を引用する場合の整理を行うものであり、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項である法令の改廃に伴い、関係する条例における引用条項等に関し整理をするための条例改正として専決処分を行ったものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、何点か伺いたいと思います。

まず、先ほど説明あったんですけども、児童福祉法、その法律が一部改正になったということですが、上位法はいつ改定なったんだか、それで今回の専決ということになったんでしょうけれども、そのことが1点。

あとこの改正によって、子育てから町民、その他の方への影響というか、それは影響というんですか、関わりはあるのか。

あと最後1点は、この改定によって町で財源的な措置とかそういったものが発生するのか、しないのか。

以上3点伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

まず、児童福祉法等の一部を改正する法律でございますけれども、こちらにつきましては令和7年の4月25日に公布をされておまして、今回の専決処分に係る部分につきましては、その中の令和7年10月1日施行分ということへの対応ということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、今回の改正による影響といったところでございますけれども、今回の改正につきましては、虐待防止の強化といったところに主眼を置いた内容となっております。例えばですけれども、新たに新設されたのは、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通報義務、それから虐待の事実の確認とか児童の安全確認といったところの措置が新たに2項、それから3項で講じられているというところでございますので、保育等の運営をする上での何か影響といったところは特段ないということでございます。あくまでも児童虐待に対する強化ということでございます。

それから、最後に財源のお話でございますけれども、この改正によって特段新たな財源が必要になるとか支出を伴うといったことはございません。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） おはようございます。

2点ほど伺います。

この報告10号の関連の資料の3ページの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、新旧対照表があります。その中で変わることが第33条の10第1項が変わるということがあるんですけれども、その中で当町はこれに該当する、現在、家庭的保育事業等に該当している保育があるのかどうか、それが1点。

それから、これに伴って、これは公的なことですが、民間の保育所などに関係するのか、関係するとすればどのような協議というか通達をしていくのか。

まずもって、その2点伺いたします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 議案関係参考資料の3ページ目の条例にあります家庭的保育事業等ということでございますけれども、当町の場合ですと、この家庭的保育事業等の中で事業所内保育事業も該当になるということでございますので、町内ではマリンパル保育園さんが該当になるということでございます。

それから、2点目の民間施設の関係性といったところでございますけれども、関係性としまして、今お話ししました民間ということであればマリンパルさんが該当になるということでございますし、その前段の第1条関係でも記載しておりますけれども、こちらの保育所の分ということでも該当になるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、どういった通達というところでございますけれども、関係している法令の改正ということでございます。児童虐待への対応強化ということでございますので、そういった部分につきましては、公立に限らず民間の事業者さん、該当しない事業者さんにも同様に制度改正についてはしっかり周知をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 民間の施設の人たちは知らないでいるのが往々にしてあると思いますので、その辺は抜かりなく担当課のほうから周知していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上、終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第10号の件を終わります。

日程第3 報告第11号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る専決処分
の報告について

○議長（菅原辰雄君） 日程第3、報告第11号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました報告第11号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る構成団体の協議が必要となることから、本年11月18日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った宮城県市町村

職員退職手当組合理約の変更について、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、報告第11号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更に係る専決処分の報告について細部説明をいたします。

議案書は4ページから7ページ、議案関係参考資料につきましては5ページをお開き願いたいと思います。

背景といたしましては、地方自治法第203条の2及び第204条の規定におきまして、議員報酬、非常勤特別職への報酬及び地方公共団体の長への給料等を支給しなければならないことが記述をされております。

こうした中、宮城県市町村職員退職手当組合においては、昭和31年の組合設立当時から現在まで、退手組合の役員や議員等に対する報酬等は支給をしておりません。今般、退手組合に加入している職員数の増加や運用する基金の増加等に伴いまして、会議や検討事項が大幅に増え、組合設立時よりも業務量が増加しているといった事情及び地方自治法の趣旨に鑑み、組合の役員や議員等に対し令和8年度から報酬等を支給するというにすることにするため、規約の変更を行うものでございます。

議案書5ページを御覧願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項、いわゆる議会の指定議決によりまして、本年11月18日付で専決処分を行っております。

議案書6ページを御覧願います。

今月下旬に規約の変更をすることについて協議をする予定としております。

具体の改正内容につきましては、議案関係参考資料5ページの新旧対照表を御覧願います。

議員報酬、給料を支給しないものとする規定しております第8条及び第10条第5項、これらを削除することで報酬等の支払いが可能となるものでございます。

この規約の変更につきましては、令和8年4月1日施行を予定しております。

なお、規約の変更に伴う影響額といたしましては、役員及び議員、退手組合員12名に対しまして月額で17万円、年額で204万円という金額になります。

この204万円につきましては、退手組合の一般会計の歳出見直し等により捻出をされるというもので、現在加盟をいたしております48団体の構成市町村及び一部事務組合に負担を求めものものではございません。

なお、退手組合につきましては、大阪府を除く46都道府県に設置をされている現状でございます。そのうちの3分の2、29団体では既に支給をしていると。残りの3分の1が未支給だという状況は、手元の資料では2年前の時点でそういった数値を捉えております。

以上、報告第11号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ただいまの説明で大體概略は分かりました。これ月額204万円ですから、年にすると2,000万円ほどがかかるわけです。

○議長（菅原辰雄君） 年204万円です。月17万円の年204万円。

○9番（及川幸子君） 月額じゃなくて年額。聞き違いがありました。

204万円増額になるわけですけれども、退手のほうから町に要請があったと思われるんですけれども、その辺、大概の29団体がそうやっているから一緒にお願いが来たのか、それぞれの町に来たのか、そのここに来るまでの過程をお伺いたします。3分の1の市町村はまだやっていないみたいなんですけれども、その辺、再度。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 先ほど答弁いたしましたとおり、月額17万円、年額204万円でございます。

費用については、退手組合の一般会計で捻出するので新たに求めるものではございません。

3分の1、3分の2に関しましては、大阪府を除く46都道府県の設置状況について話したものであります。

以上です。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 先ほど最初に聞き逃したことを再度言ってもらって、ありがとうございました。

それで、退手の組合のほうから捻出するからいいということも分かります。しかし、県内の動向というものはどうなのか。今、大阪府の例を出しましたけれども、各隣接市町村、その辺はどうなっているのかお伺いたします。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 各市町村におきましても、このような手続を踏んで今月末に協議が整うといった予定でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川議員、説明をよく聞いて理解していただきたいと思います。

ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第11号の件を終わります。

日程第4 議案第24号 南三陸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第4、議案第24号南三陸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第24号南三陸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たな認可事業として乳児等通園支援事業が創設され、当該事業の設備及び運営に関する基準については、児童福祉法第34条の16第1項の規定により条例で定める必要があることから、内閣府令で定める基準に基づき、本町における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第24号南三陸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は9ページから18ページ、それから議案関係参考資料は7ページ、8ページ目となります。説明につきましては議案関係参考資料を用いて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本条例の制定に至った背景、理由といったところでございます。こちらの説明をさせていただきます。

議案関係参考資料7ページ、1の条例制定の理由を御覧いただきたいと思っております。

本条例は、令和6年6月に成立いたしました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、改正後の児童福祉法において乳児等通園支援事業が創設され、新たな認可事業に位置づけられました。この乳児等通園支援事業の実施に当たっては、児童福祉法に基づき市町村が条例で事業認可の基準を定めなければならないため、国の定める基準に従いまして、本町における乳児等通園支援事業を適切に行うための設備及び運営に関する基準を条例で定めるものでございます。

次に、2の乳児等通園支援事業の概要を御覧ください。

この乳児等通園支援事業であることも誰でも通園制度につきましても、全ての子供の育ちを応援し、社会性を育みながら子供の良質な成育環境を整備するといったことを目的としてございまして、ゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象範囲として、月10時間を上限とした利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で利用できる制度として創設されたものであり、令和8年度からは、乳児等のための支援給付として全国の自治体で新たに実施される給付制度となつてございます。

なお、令和7年度におきましては、子ども・子育て支援事業、国の交付金事業でございますけれども、その1つとしましてこの乳児等通園支援事業が位置づけられておりましたので、7年度につきましても任意事業ということの取扱いとなつてございます。

次に、3の条例の概要を御覧いただきたいと思つています。

本条例は、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で定める内閣府令に基づきまして、従うべき基準と参酌すべき基準のいずれにつきましても国基準のとおり規定をしているというところでございます。

それでは、本条例の概要について各章ごとに御説明をさせていただきます。

初めに、第1章では、総則といたしまして用語の定義、それから最低基準の目的・向上の考え方、事業者の一般原則について規定をさせていただきます。

次に、議案関係参考資料の8ページ上段、中段にかけてとなります。

第2章の乳児等通園支援事業の実施に係る設備及び運営に関する具体の基準について規定をさせていただきます。

それから、第2章第1節としまして、アの通則のところでございますけれども、こちらにつきましても、事業の実施に係る設備及び運営に関する具体の基準といたしまして、事業者の災害対応や安全計画の策定、事業者職員の一般的な条件のほか、衛生管理や食事の提供に関する設備基準、運営基準に関する重要事項の規定の整備について定めております。

次に、第2章第2節としまして、イの乳児等通園支援事業の区分といたしまして、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2つの事業区分となっていることの旨を規定させていただいております。2つの事業区分の主な違いにつきましては、資料の米印のところに記載をさせていただいております。御確認をいただければと思います。

なお、第2章第3節のウの一般型乳児等通園支援事業のところでございますが、こちらでは一般型事業における設備の基準要件といたしまして、乳児室、ほふく室、遊戯室などの面積基準、それから保育室等が2階以上の建物にある場合の基準や職員の配備基準について規定をさせていただいております。

なお、乳児等通園支援事業は、児童福祉法に定めます家庭的保育事業等と同様の設備、それから運営の基準となっておりますので、本条例で定める基準につきましては、国の基準、それから南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定しております内容と同じ取扱いとして整理をさせていただいております。

また、第2章第4節として、エの余裕活用型乳児等通園支援事業に関する設備及び職員の基準といたしまして、保育所、それから幼保連携認定こども園、家庭的保育事業の区分ごとに、当該区分に応じた認可基準を定めている町や県の条例によることという部分を規定させていただいております。

次に、第3章の雑則でございますけれども、こちらでは電磁的記録による代用について規定をさせていただいております。事業者や職員は、記録作成等のうち本条例において書面で行うことが規定または想定されるものについて、書面に代えて電磁的記録による対応を可能とする旨を規定しております。

最後に、施行期日でございますけれども、公布の日から施行するものでございます。

以上、南三陸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、この事業を新たな事業として来年度からということ国が示したものでありますけれども、今、お伺いすると任意事業のようですけれども、これは町としてはこの事業を受ける気があるのか、現時点で。

そして、将来的に子供の数が減っていますけれども、保育所、こども園、それぞれ入所する人数がだんだん減ってくると思います。そうした場合、この任意事業をそこに新たに併設す

るのではなくて、そういうところを使ってこれに取り組むというお考えがあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

今、議員のほうから任意事業ということでお話ありましたけれども、全国で令和7年度は子ども・子育て支援事業の対応ということでございますので、令和7年度についてはやってもやらなくてもよいということでございます。

それから、2点目の関係でございますけれども、この誰でも通園制度につきましては、本町におきましても令和8年度から実施をしたいというふうに考えているところでございますけれども、町立の施設だけでやるということではなくて、民間のほうでもやりたいといったところがあれば、エントリーいただいてこの条例に基づく認可、確認といったところを経て事業ができるということになっておりますので、現時点では、民間のほうにもそういった必要な情報提供などはさせていただいているというところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、子供の数が減ってきているということはこれ今後もそういう傾向にあるんだろうというところでございますけれども、やはり未満児さんの保育の希望が多い状況でございますので、当町の現状からしてみましても急速に保育所に空きが多く出るといったところの状況はございませんので、この誰でも通園制度を町立の保育所で実施するというのはなかなか困難であろうというところで今考えているところであります。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） ただいまの説明で分かりましたけれども、利用対象者、公立の町でやっている保育所には、該当というよりもやらないという方針のようですけれども、私、ゼロから6か月から満3歳未満の園児ということで入っているんですけども、当町は10か月からの受入れですよ、町の場合は。それは変更ないと思うんですけども、ゼロから6か月というと、6か月の子供は受け入れられますよという解釈でいいんでしょうか、ほかでやる場合は。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 今、御質問にありました6か月からという話でございますけれども、議案関係参考資料にも記載をさせていただいておりますとおり、利用の対象となる範囲とすると6か月から満3歳未満の未就園児ということになりますけれども、この誰でも通

園制度を実施する町、それから民間の事業者の中で6か月から満3歳までの範囲の中で利用対象者を設定できるということになってございますので、6か月が下限といいますか、必ず6か月から受け入れるということではないということでございます。

それから、保育所のほう、現在は10か月から受入れをしているというところでございますけれども、この点については変更はございません。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 今、確認なんですけれども、これではゼロ歳6か月から満3歳未満の未就園児となっていますけれども、今の説明ですと6か月から受入れできますよという私の認識だったんですけれども、今、もう一度その辺お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） すみません、制度上6か月から満3歳未満までは受け入れられますよということでございますので、これを実施する事業者の中で、その範囲の中で、例えば、1歳から受入れをします、2歳から受入れをしますということで設定をするということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） こども誰でも通園制度が、令和7年度は任意事業でしたが、令和8年度は全国でやりなさいよということなので条例をつくりましたということだろうと思いますが、ただ細部説明の中で、じゃあ実際に町外ではどういう事業者が4月からこういう体制で受け入れますよという受入体制が整っているのか、いないのか、その辺りの説明があるものかなと思いましたが、説明はありませんでしたので、実際に町内で子供が誰でも通園できるようになる時期、それから、どこというのが見えているのであれば一緒にぜひお示しいただきたいなと思いましたが、その辺りは今現状どのようになっているのでしょうか。これが1点目です。

もう一つ、制度の趣旨自体が一時預かりとは違いますよということだと思っておりますけれども、これしっかり正しく伝わっているかどうか、感触はどのようなものになっているのかお伺いします。

もう一つ、広域入所が可能なのかどうかお伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、お答えをさせていただきます。

町内事業者さんの受入体制ということでございますけれども、現時点では、令和8年の4月

から民間事業者さん、入谷ひがし幼稚園さんとあさひ幼稚園さん、それからマリパーク保育園さんのほうで、4月から実施といったところの希望は今のところはないということでございますけれども、今後に向けてということで検討をさせていただいているということでございます。

また、国の制度の説明会など我々職員のほうで参加をした後に、民間の事業者さんにつきましてはそういった情報提供とかをさせていただいているということでございますので、ある程度は制度の内容といったところも共通理解はできているのかなというところでございますが、今後に向けてといったところで今は検討をさせていただいているというところでございます。

それから、実際の今お話ししました民間では現状なかなか今すぐにとというのは難しいということでございますので、現在、町の施設の中でこの事業が実施できないかといったところを検討しているというところでございます。現時点のお話で大変恐縮なんですけれども、町立での実施となると、やはり設備の面、それから職員の配置の関係といったところもございまして、可能な範囲でというか現状の体制で実施できるということをまず考えたところでございます。公立の保育所での実施というのはなかなか困難ということでございますので、今時点で予定しておりますのは、歌津地区の子育て支援センターのほうで実施をしたいと考えております。

それから、一時預かりの違いといったところでございますけれども、一時預かりにつきましては、保護者の通院や病気など家庭での保育が困難になった場合に一時預かり事業が御利用いただけますよということでございますけれども、この誰でも通園制度につきましては、保護者の就労にはかかわらず、子供の育ちを応援するために受入れをやるということでございますので、そういった意味での趣旨は違うんですけれども、とはいえ、預けたいという保護者からすると、結果預けてくれるんだよねという見栄えにはなってしまいますので、そういった意味もありますので、誰でも通園制度と一時預かりの制度の違いといったところは、今後も周知をしっかりとしていかなければいけないのかなというふうに考えてございます。

最後に、広域入所の関係でございますけれども、誰でも通園制度では広域入所も利用できるということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） 1つ目、すぐに4月から、じゃあ町内で条例をつくったから受け入れられますよということにはならなそうだとのことですね。もちろん、それできたらやって

いるよねの話なのでそりゃそうだろうというふうに思うんですけれども、新たに、しかも未満児というのは、お子さん1人に対して職員の方、大人の人数を多く配置しなければいけませんから、人がいない、設備が空いていないよねと言っている中で、じゃあどこで受け入れるんだという話をもっともだと思っただけなんですけれども、ただ、歌津の子育て支援センターでということでした。

やれるところを探してやっていくというのはいいと思うんですけれども、しっかりどこにハードルがあって、だから実施できない。そのハードルをクリアするために何をクリアしていけばいいのかという課題の抽出を、この制度せつかく始まるのですから、町民からすると、国ではやるぞと応援しているのにうちの町で受け入れられないのかということ、やっぱり子育て支援にもっと力を入れてもらわないと困るというようなお話になってしまいかねないかなと思いますので、その分析、今後の課題をクリアしていくためのハードルの分析というのはしっかりやっていただきたいなというふうに思うんです。

それが1つ目ですが、答弁できない部分があると思いますので2点目と関連してお話ししたいんですけれども、趣旨をちゃんと伝えるのはこれ結構大事なことだろうと思っていて、結果、親からすれば預けられるんだよねと、一時預かりと一緒にだよねということでもいいのか、結果そうなんでしょうけれども、だったら月10時間とか言っているんじゃないよとか、料金をもっととか、趣旨が違うから、一時預かりしてくれるのならこれもやってほしい、あれもやってほしいの要望、要求が増えていってしまうんじゃないかなと思うんです。

そうではなくて、幼稚園、保育所に通わせていないお子さんもそういった施設で同年代のお子さんたちと触れ合うことでいい育ち、教育、保育を提供しようというのが趣旨だよと。それに付随して親同士の交流をもっと促進していきましょうね。だから、みんなで地域で子育てしていきましょうという雰囲気醸成していくのが目的ですよと言っているんですから、それをちゃんとしておいたほうが私はいいいと思うんですけれども、担当課として、もしくは町長としてどのようにお考えなのか、その気持ちをお伺いしたいなというのは1つありました。

もう一つ、広域、要は、ここから隣の市町村の保育園に、この誰でも通園制度を同時に全国でやるわけですから、自由に通っていいですよと、10時間までそっちに行ってもいいですよということになる。じゃあそっちに通おうかな、そっちに入所しようかなという家庭がどうしても増えてしまうんじゃないかなという懸念がちょっとあるので、逆に言うと外から来ることも可能ですから、町内の保育所であるとか南三陸町の子育て環境とてもいいですよと、

保育所の環境いいんですよ、だからどうせだったらうち行きませんかというふうになるとうれいなあとと思うんですが、その辺りどういう感触を持ちなのか伺います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 今回の改正以前に、前段で所信表明の中で無償化というふうなお話もさせていただいております。そういった中でどういったニーズがあるのかという部分に関しましては、アンケート等の調査を含めてそういったニーズ調査をしなければいけないのかなあというふうなところで、その結果を基に設備、あとは保育士の人数というふうなところが導き出されるのかなというふうなところでございます。

今、議員お話しされたように、地域全体で子育てという部門に関しましては、地域の方々だったり、あとは保護者同士の交流というふうな部分も重要な要素だというふうに考えておりますので、制度をしっかりと固めて運営のほうしてまいりたいと思っています。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 御質問いただきました内容の回答ということでございまして、まず議員からお話がありました趣旨の違いをしっかりとといたったところでございます。一時預かりと誰でも通園制度、こういった違いがありますよといったところは、今後もしっかりと分かりやすく伝えていければなと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎議員。

○8番（後藤伸太郎君） やらなきゃいけないことですからやるんですけども、マイナスにならないようにしてほしいなというふうな思いがあるというところが端的な気持ちでありますので、今、町長から、制度をしっかりと固めてから町民の皆さんに周知して、町全体で子育てを応援していくという空気をつくるんだということをお話しされましたので、それを信じたいと思いますが、2件目でお伺いした広域入所に関して、よそに行ってしまうお子さんよりもうちに来てくれるお子さんが増えればうれしいなという希望を込めて申し上げたんですが、そこをあえて答弁なさらなかったようですので、何か思惑があるのか邪推してしまうところではありますが、お答えいただけるのでしたらお答えいただけたらうれしく思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） すみません、失礼をいたしました。答弁漏れておりました。

広域入所は、制度上は可能だということでございますので、町のほうで支給認定をさせていただいたお子さんが町外で利用するケース、それから逆のケースとして広域入所を受け入れるということも想定されますので、そういった意味ではこの制度を使って逆に受入れについ

てもしっかりできるようなところでは考えていきたいというふうに思っております。広域入所をしてからそのまま町外の保育所に入所ということ想定されるパターンもございますので、可能な限り町内の保育施設などでの受入れも含めた誰でも通園制度の対応といったところは、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、私からも3点になるかもしれませんが、御質問させていただきます。

まず、いろいろ資料を拝見しまして、利用想定も一応考えながら今実施に向けて進めているというお話まで伺いましたが、単純に、そうすると想定されている施設の中でもいろいろ設備関係ですとか体制とか検討されていると思うんですが、そうすると受入人数とかまでも頭に入れて打ち出そうとしているのか、いやまだそこまでは行っていないのか。結局利用される側も何人までいけるんですかというのは結構気になる部分かなと思いましたが、その今の状況をお知らせいただければというふうに思います。

そして、利用可能時間について、これ月10時間を一応上限とするというふうになっておりますが、これ例えば、事情によって変えることができるものなのかどうかという部分はどうか考えているか、そこをお示しいただければと思います。

そしてもう一つ、目線の話なんですけど、こども誰でも通園制度という名称のとおり誰でもというふうにちょっとどうしても捉えてしまうんですけども、そうすると、なかなかないケースだと思いますが、発生する可能性もあるかもしれないということでお聞きしますけれども、障害児、医療的ケア児ということも、そういうふうにはすぐ受入れできますかというふうにはならない話なんですけど、そういうことまで含めての制度設計を進めているのかどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

受入人数の関係でございますけれども、この受入人数につきましては、町のこども計画のほうに誰でも通園制度の量の見込み、それから確保方策ということで記載をさせていただいておるところでございますけれども、ついこの前、国のほうから誰でも通園制度に係る量の見込みの計算方法の最新版というのが出ておりまして、この最新版に基づきまして、もう一度シミュレーションをさせていただいたところでございます。

実際の量の見込みとしますと、そのシミュレーション結果からすると令和8年度からは、量

の見込みとしてということでの御回答になりますけれども、4名ということでございます。

それから、この量の見込みも変更するということになりますので、実際のこども計画の見直しという取扱いになってきますので、この内容につきましては、11月18日の日に子ども・子育て会議で審議をしていただいたというところでございまして、今、その変更内容について宮城県のほうと変更の手續の協議中ということでございます。

それから、月10時間以上を上限にということで、この時間につきましては市町村のほうでも変更ができるということになっておりますけれども、10時間を超える場合には給付の対象になりませんということでございますので、市町村負担であれば実施してよろしいですよという内容でございます。

それから、最後に障害・医療的ケア児といったところの受入れの対象になるのかというところでございますけれども、制度上はそういった医療的なケア児の方も含めて誰でも通園制度ということで制度化されてございますので、とはいえ、現状のお話をさせていただきますと、医療的ケア児の方を受け入れられるといった人的設備といったところは、申し訳ないんですけれども、現状では整っていないということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） いろいろシミュレーションされながら進めているということで理解はいたしました。

片一方では、そうするとそういう人数が見えているのであれば、逆に、これはやってみないと希望があるかどうかもちよっとなかなか定かにはならないんですけれども、新たに民間業者のほうでも、例えば、エントリーができるということでしたら、そういう施設が逆にエントリーが増えてくれば、総体的に受ける人数もこうですよと上げていくことができるのかどうかという部分を確認したいと思います。

それから、時間についてなんですけれども、基本的には10時間ということで、利用者側のほうもそれで一旦理解しながら制度を使われると思うんですが、ただ、とはいえ、やむを得ない場合が生じた際に超えてしまうケースも発生するかもしれない。そのときに、今、町側の負担、自治体の負担ということも答弁ありましたけれども、その予算措置というかそういった部分を確保した上で進めていくのかどうか確認したいと思います。

そして、最後の障害児、医療的ケア児というのは、なかなか発生するケースは本当にごく少ないかもしれませんが、とはいえ、もしかすると可能性があるということでお話をさせていただきましたので、逆にそういった問合せがあった際に、ちょっと今当町では難しいんで

すというような説明がしっかりされるような進め方をお願いしたいので、その点、保健福祉課のほうでもどう対応するかというお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

議員からお話ありましたとおり、例えば、町内の民間の保育所、保育施設さんのほうでも、例えば、誰でも通園制度にエントリーいただくということであれば、私立それから公立ということでの受入れの枠としては増えてくるということでございまして、受入れについても充実してくるんだろうというふうに思っておりますし、この誰でも通園制度につきましても、民間の施設でも有効に御活用いただきたいというふうに考えてございまして、必要な情報提供だったり制度面の説明というのはしているんですけども、もう少し丁寧に訪問しながらといったところで対応してまいりたいと考えてございます。

それから、月10時間を超えるというところも制度的には可能だということで、自治体の負担にはなるということになってございまして、この取扱いにつきましても、ちょっと今後の検討だということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、医療的ケア児、障害がある方の受入れといったところは、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、なかなか難しいということでございまして、万が一、そういう方々がこの制度を利用したいという御希望があるかもしれませんので、そういったときにはやはりしっかりと説明といたしますか、保護者の方々にも御理解、御納得をいただけるような形でしっかりと説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

その辺につきましても、保健福祉課のほうでも実は誰でも通園制度の実施に向けた話合いの中でも話題として出ておりましたので、しっかりと対応をしてまいりたいと考えております。（「終わります」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、1件だけ確認したいと思います。

家庭庁のホームページ見たら、スマホで簡単予約という項目出ていたんですけども、それはいざできた場合に、簡単にスマホで予約できるような環境なのか、その点だけ伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをいたします。

今の制度的なお話はいろいろさせていただいたところでございまして、利用する側か

らしますと、この誰でも通園制度を利用したいというところにつきましては、今、お話ありましたようにスマートフォンを使って予約をするというようなのが国のほうからの統一的な見解で示されておりますので、利用を希望したいという方はいわゆるそういったスマートフォンとかでの手続で利用の予約をするということでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（菅原辰雄君） それでは、会議を再開いたします。

日程第5 議案第25号 南三陸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第5、議案第25号南三陸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第25号南三陸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

本案は、乳児等通園支援事業に対応した新たな給付制度として、乳児等のための支援給付が令和8年4月から開始されることに伴い、市町村が当該事業を行うものに対し、事業の運営及び支援給付の対象となることを確認する必要があるため、内閣府令で定める基準に基づき、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により、本町における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第25号南三陸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は19ページから29ページ、そして議案関係参考資料は9ページから10ページとなります。説明は議案関係参考資料を用いて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、本条例の制定に至った背景、理由でございますけれども、議案関係参考資料の9ページの1、条例制定の理由を御覧いただきたいと思います。

本条例は、令和6年6月に成立いたしました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、乳児等通園支援事業が創設され、この事業に対応した新たな給付制度として、乳児等のための支援給付が令和8年4月からスタートすることとなりました。

支援給付の対象となる事業者については、議案第24号で御決定を賜りました乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例の基準を満たすことのほか、子ども・子育て支援法に基づく事業の運営基準を満たすことが制度上必須となっております。

この事業の運営基準を満たしていることの確認は、市町村が条例により定める基準に基づき行うこととされ、乳児等のための支援給付の対象とするのに足りる事業者であることを確認した上で、乳児等通園支援事業を提供しなければならないことから、国の定める基準に従いまして本条例を制定するものでございます。

次に、2の条例の概要を御覧ください。

本条例は、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準である内閣府令に基づきまして、従うべき基準と参酌すべき基準のいずれについても国の基準のとおり規定をしているものでございまして、3章での構成としております。

第1章では、総則といたしまして条例の趣旨、事業者の一般原則について規定をしております。

次に、第2章では、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を規定しております。

第2章第1節として、資料はアの利用定員に関する基準のところでございますけれども、こちらでは支給認定を受けた子供が特定乳児等通園支援事業を利用するための利用定員の基準として、事業所の開所日数や利用時間に照らした定員の設定について規定をしております。

第2章第2節として、資料はイの運営に関する基準のところになりますが、こちらでは特定乳児等通園支援事業者の運営に関する具体の基準について規定をしております。

なお、主な運営基準といたしましては、利用申込み後の子供や保護者の面談の実施、特定教育・保育施設との連携と円滑な接続、提供する支援の内容や開所の日時等を定める運営規程の整備のほか、適切な支援の提供に資する職員の勤務体制の確保、それから事故発生の防止のための指針の作成、職員向けの研修会の開催などを規定しております。

次に、議案関係参考資料の10ページ目をお開き願います。

第3章の総則でございますけれども、電磁的記録による代用について規定をしております、特定乳児等の通園支援事業者が作成、保存などを行うものや当該事業者と保護者との手続等に関するもので、書面等によることが規定されているものについて、電磁的記録、電磁的方法による対応を可能にする旨を定めているというものでございます。

最後に、施行期日でございますけれども、本条例につきましては、令和8年の4月1日から施行するものとしております。

以上、簡単ではございますが、南三陸町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 1点御質問いたします。

先ほどの説明で篤と分かりましたけれども、この表題、特定乳児等通園支援事業となると、特定というと障害児が浮かぶんですけれども、当分は町営の施設では受入れが難しいということを説明されましたけれども、では、それによって民間の施設を持っている人たちにも説明は当然なさるかと思うんですけれども、民間の人が受入れ施設を開所するのに当たって、そういう基準を満たしていれば障害児の子供を受け入れるということが可能になると思うんですけれども、そういう解釈でいいのか。この特定障害というところどこまで入るのか、その辺、御説明願います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 回答させていただきます。

まず、今回の条例の中に特定の障害児といったところは盛り込まれてはおりませんので、まず今回の条例につきましては、乳児等のための支援給付というのが新たにスタートしますので、その支援給付の対象となるに足る事業者であるということを確認するための条例制定

ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

あと障害の基準といったところも特に定めているというところではございませんけれども、この条例については頭に特定という文字がついておりますけれども、この特定がつくのは、今、お話ししましたように確認を受けて給付の対象となった事業者が特定乳児等通園事業者となるものでありますので、それを定める条例ということでございますので頭に特定がつくということでございます。障害者の関係でリンクするものではないということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） そういうことを丁寧のほかの施設さんに説明をしていただきたいと思うんです。私、特別頭悪いから紛らわしい捉え方するのか、その辺は自分にとってはそうなので、ほかの人にとってはすぐ分かりやすい、そういうような丁寧な説明をしていただきますようお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。

今野議員、もう私は発言するとしたらもうちょっと早く挙手をお願いいたします。本来であればここで締めるんですけども。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今後、ぜひ気をつけたいと思います。

そこで伺いたいのは、さきの条例のときもそうだったんですけども、今回、もう細々ととか規定になっているわけなんですけど、そこで子育て支援というんですか、そういった観点から、関連になるかもしれませんけれども、そこで伺いたいのは、乱暴に言うと子守というんですか、そういった要素も含まれていると思うんです。そこで伺いたいのは、例えば、民間なり知人なりに子守みたいに預かってもらうときに、今の段階で町やら何やらからの補助というんですか、これは介護なんかにも言えるんですけども、そういった部分の補助的なものがあるのかなのか、それも、例えば、施設だけじゃなくて地域で育てていくということも子育て支援には大切だと思われまますので、その辺、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

子守というお話でございましたけれども、今回、子供の育ちを応援するという制度の中での事業実施ということでございますので、また若干違うのかなというところがございます。

それから、民間で子守とか預かってもらっている方への補助といったところについては、今

のところ、そういった制度的なものは町のほうでは持ち合わせてございません。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 今後、そういったことを創設する気はないのかどうか、その点も伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 地域で子育てというふうな部分のさらに拡大な解釈というふうを受け止めましたけれども、今の段階ではというか、国の制度を活用して何とか子育てをしていくというふうなことでございますので、今、今野議員お話しされた部分はまだございません。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第26号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第6、議案第26号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第26号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき実施する印鑑登録システムの標準化により、印鑑登録原票の調整方法を変更するため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

議案書31ページ、議案関係参考資料は11ページから13ページを御覧ください。

今回の一部改正条例につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づいて、地方公共団体が住民サービスの提供に利用している基幹業務のシステムについて、国が定めた標準仕様に合わせたシステムに移行されることに伴い、印鑑登録システムの印鑑登録原票の調整方法が変更されるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要としましては、登録印鑑の印影及び印影以外の情報を登録した印鑑登録原票の調整方法について、これまで紙での調整方法から、今般の印鑑登録システム標準化により磁気ディスクをもって調整できるものとされたことから、第6条において印鑑登録原票の調整方法の変更に係る規定を追加するというものでございます。そのほかは文言の整理を行うものでございます。

なお、この改正に伴い、住民の方々の印鑑登録手続に係る変更点はございません。

以上、細部説明といたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第27号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第7、議案第27号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第27号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、火災により焼失した町営住宅について、その用途を廃止したいため、必要な改正を

行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） それでは、議案第27号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書の32ページ、議案関係参考資料につきましては14ページを御参照願います。

今回の条例改正につきましては、令和7年、今年の8月に入谷地区の町営桜沢住宅において火災が発生し、2戸長屋のうち1戸が全焼したことから、これを廃止することに伴う改正となります。

火災により焼失した住宅につきましては、管理開始から既に50年以上が経過しており、また、震災以前からの既存住宅につきましては再編を予定しているため、再建は行わず廃止とするものであります。

桜沢住宅につきましては、従来6戸を管理しておりましたが、老朽化に伴い、昨年9月会議において2戸を既に廃止しておりますことから、今回の廃止によって3戸の管理となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 火災により桜沢のを解体して廃止ということですがけれども、ただいまの説明は。これに伴いまして、各地区に住宅を解体して更地にしていたところありますけれども、そういうところはいつ廃止するのか、今後の見通しをお伺いします。

それから、ここも50年たって各地区に50年たっている住宅が多いわけですがけれども、その家賃というのは最低の家賃の金額をお示してください。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 用途廃止の考え方といたしますか、震災以前からの公営住宅につきましては、基本的には入居者の方がまだいらっしゃる住宅がありますので、そういう方々が退去した段階で廃止というのを考えていきたいというふうに考えております。

それから、震災前からの入居者の方の既存住宅の家賃ということでございますが、当然入っている方によって変わるんですけれども、今、ちょっと詳細の手元の正確なものはないんで

すが、たしか2,000円台だったというふうに記憶しております。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 低家賃で入っているのですが、入居者の人たちはなかなか別なところに移ってと言っても、また住宅料が違ってくると大変なので、それはそれで分かるんですけども、反面、町の土地に住宅が建っているところばかりないと思うんです。そして、借地にある住宅もあります。そうした場合、例えば、1戸残っていました。それでも、やっぱりその敷地というのは借りておかなきゃならない、そういう事例が発生してきます。

それで、各地区、借地がどのぐらいあるのか、何か所ぐらいでいいですから、町有地に建っているのはいいんですけども、借地に建っている件数等を大まかでいいですでお知らせください。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 既存といいますか震災前から建っている部分につきましては、雇用促進を含めて全部で10件ございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 敷地の関係、町内に借りている住宅を50年からの古い住宅で何か所ぐらいあるのかという。（「10か所」の声あり）10か所。そうすると、この10か所にまだ住宅があって借りている人がいるというわけなんですけれども、そうすると、1件でも入っていれば家賃当然もらっているから、その用地は全部借りておかなきゃならないということになるわけですね。その辺、再度お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） ケース・バイ・ケースだと思います。建物が1つの敷地に建っていて、筆が2筆あって片方用途廃止したのであれば、そちらはもう既に使えませんが地権者さんと協議の上でお返しすることもできますし、当然、1つの敷地に3戸建っていて2戸用途廃止しましたと、1戸残っています。この場合はなかなか返還させていただくのは難しいんだろうということで考えております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 私も1件だけ確認したいと思います。

そこで、今回、廃止になるんですけども、そのなった理由として火事だったということなんです。そこで、ここに住まわれていた方が移ったわけなんですけれども、その際に、私、以前も確認したような気がするんですけども、災害公営へ移るのかと思われていたら受け入れ

ないとされていた町営住宅へ移ったわけなんですけれども、その際、担当課に確認したときに、特別使用とか特例使用みたいな形、限定か何かそういった、メモしなかったのでちょっと忘れたんですけれども、そういった形で現在住まわれているわけなんですけれども、その特例みたいな期限というか、今後もずっと続いていくのか、その方自体も諸事情で移ったということなので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回、火災の影響といいますか、火災によって住まいが失われた方に公営住宅のほうに入っていたいただくと。こちらにつきましては、基本的には目的外使用ということになります。こちらにつきましては、火災に限らず災害等で家屋を失った方を一時的に、本来であれば、その際、公営住宅に基づいて入居手続が必要なんですけれども、そうではなくて公募等を行わず入居していただくという形で目的外使用ということになっております。基本的には入居は3か月ですが、なかなか新しい住居を探すのが大変ですので1年まで延長できるという内容になっています。その特定入居で入った方が公営住宅の入居資格を満たすのであれば、引き続き特定入居していることも可能という制度になっております。

○議長（菅原辰雄君） よろしいですか。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 3か月限度で1年まで延ばせるということですが、その先も大丈夫というか、事情をいろいろ抱えているあれなのでいろいろな展開も違ってくるでしょうけれども、1年過ぎても目的外使用ができるのかどうかだけ確認させていただいて、終わりとします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 目的外使用で入居する方については、入居要件が基本的にはないと。所得とか同居とか、そういう所得要件とか同居要件がなくても入れる、それが最長1年間ですと。

1年来たときに、同じように公営住宅に入れる資格があるのであれば、引き続き特定入居という形で、御希望あれば今の目的外で入っているところにそのまま公営住宅に入ることができる。

そういう公営住宅に入る資格が伴わないという方については、申し訳ないんですが、当然、その1年間の間の中で新しいお住まいを探していただくという制度になっています。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第28号 南三陸町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第8、議案第28号南三陸町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第28号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことにより、府令の改正内容と整合性を図るため、条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第28号南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は34、35ページ、それから議案関係参考資料は15ページとなります。議案関係参考資料を用いて御説明をさせていただきます。

本改正でございますけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令において、家庭的保育事業等における利用乳児等の健康診断に関し、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められたときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる規定が新たに設けられたことに伴いまして、これに対応するため、南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、基準府令に基づきまして先ほど申し上げました利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するものでございまして、これまでは児童相談所などにおける乳幼児等の利用開始前の健康診断が行われた場合のみでありましたが、新たに母子保健法に基づく乳幼児健診が行われた場合を追加するものでございまして、条例の第17条第2項の全部を改正するという内容であります。

なお、本町における家庭的保育事業等を行うものにつきましては、事業所内保育事業を実施しておりますマリンパル保育園のみとなります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 説明は分かりました。ひとつ、例えば、ネグレクト、DV、そういうお子さんの場合はこれを利用することができるのかどうなのか、その1点お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 今、お話しいたきましたネグレクト、DVの方も利用できるのかということでございますけれども、これにつきましては健康診断の内容に該当すればということでございますので、例えば、ネグレクトだ、あとはDVだといったところの区分というのは特段関係ないのかなというふうに考えておりますけれども。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） そうすると、例えば、ネグレクト、DVの事例がありましたといった場合でも入れるという解釈でよろしいでしょうか。これは通称、それも含めてということでの解釈でいいかということです。

○議長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 入れる、入れないといったところは特段関係はないのかなということでございまして、あくまでも今回条例の改正の内容としますと、新旧対照表にも記載をさせていただいておりますとおり、母子保健法に基づく健康診断の内容もプラスアルファで認めますよということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第29号 工事請負変更契約の締結について

○議長（菅原辰雄君） 日程第9、議案第29号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第29号工事請負変更契約の締結についてを御説明申し上げます。

本案は、令和7年度町道入谷小学校線道路改良工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） では、議案第29号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の36ページ、細部につきましては議案関係参考資料16ページから19ページを御参照願います。

まず、議案書の36ページ、契約の目的は、令和7年度町道入谷小学校線道路改良工事。

契約金額は、変更前が5,329万5,000円、変更後が5,707万1,300円で、377万6,300円の増額でございます。

契約の相手方は、株式会社須藤建設でございます。

次に、議案関係参考資料の17ページを御参照ください。

工事概要でございます。施工延長152.5メートル、掘削工、排水構造物工、路側防護工、擁壁工などを施工中でございますが、今回、新たに転落防止柵を36メートル追加するものでございます。

変更理由といたしましては、議案関係参考資料の18ページを御覧ください。

こちらの図面の中段、横断2と表記している部分の図面でございますが、こちらが道路脇との部分に段差が生じることから、地元からも安全対策を講じていただきたいという旨の要望があったことから、安全性向上のために転落防止柵を新たに設置することとしたものでございます。

また、施工上の安全性を図るため交通誘導員を増やしたことなどに加えて、総額377万6,300円の増とするものでございます。

また、工事期間につきましては、令和8年1月30日までとしていたところでございますが、テレビの共視聴アンテナの移設に時間を要したことから、令和8年3月19日まで延伸することとしております。

議案関係参考資料19ページには、工事請負変更契約書の写しを添付させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、1点だけお伺いしたいと思います。

そこで、関係参考資料の16ページなんですけれども、先ほど課長説明あって、全部で376万円の増額という説明ありました。

そこで伺いたいのは、交通誘導員による増加ということで、これ最小単位で100万円という表示だと思われましてけれども、これ答えていただけるかどうか分からないんですけれども、何名これまで誘導員があれして、何名増えて、何日というわけじゃないので、詳しいことがお分かりになるのであればそのところを伺っておきたいと思えます。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） ちょっとあんまり細かいのを申し上げるのがいいのかわからないんですが、約60名、当初誘導員の方を計上しておったんですが、これを約100名に増員したということでございます。

こちらにつきましては、工事を発注した後に、警察協議、いわゆる警察署と交通に関する協議などをさせていただいた中で、それぞれの工種ごとにこのぐらいの誘導員が要るよねということで我々のことは想定しているんですけれども、そういう警察協議の中で、ここにも加えたらどうだというようないろいろな協議の中で増やさせていただいたところでござ

います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 60名から100名ということで分かりました。約40名分なんですけれども、やはり金額的なものはお答えできないのかどうか。100万円で割ると大体分かるんですけれども、そのところを再度、答えられなければそれでいいんですけれども、私も常々、工事しているときに誘導員さんによって通行しているわけなんですけれども、そういったことで1日何ぼぐらいになるのかななんて思いながらこういったことをお聞きするんですけれども。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） すみません、今、誘導員さんの単価といたしますか、日当的なものの細かいものは持っておらないんですが、基本的には作業員さんにも、我々、設計上は作業員A、作業員Bという設定がありますので、単純に数字で割れば人数が出るというものではないというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ここガードレール転落防止柵工というのはガードレールだと思うんですけれども、36メートルのガードレールを設置することによって377万円を追加するという解釈でいいのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回の転落防止柵なんですけれども、基本的にはここは小学生が歩くものですから人が落ちないようにということですので、ガードレールよりは若干簡素なものといいますか、基本的にはこういう格子状の柵を設置しますので、ガードレールとはまたちょっと別物ということになります。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 私もあそこを歩いて現場は見てきておりますけれども、反対側は全部ガードレールがついて安心なんですけれども、今の話を聞くと、子供たちの通学路になっているものですから、そこはそれでもいいんですけれども、片方やガードレール、片やはそのうふうにして格子状のものということなんですけれども、設置した場合、どちらがどうなんでしょうか。単価的に、金額的に格子状のものを使うと。377万円を追加するわけなんですけれども、全体工事の中に。それ、例えば、ガードレールをそこにした場合は幾らになるのか、ざっくりでいいですのでその辺お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 当然、ガードレールのほうが高くなります。今回の転落防止柵、先ほど申した鉄のパイプを格子状に並べたものが転落防止柵なんですけれども、一番安くするのは金網なんです。金網で落ちないようにするというのが一番安いんですけれども、フェンスですと一番安いんですけれども、それだとやっぱり子供たちが登ったりするかもしれないだろうということで、今回は格子状の子供たちが足かけて登ったりできないようなものを選定しているというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） せっかく通学路になっているので、やはりそういう子供たちが事故に遭わないための方策ということで考えていたようですので、今後とも、その辺は、延長も3月までということで延長になったようなんですけれども、工事、これがあるから延長になったと思われまますけれども、3月まできちっと学校年度内に終わらせるように指導をお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。

暫時休憩いたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時07分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第29号に対する質疑を続行いたします。

千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 6番です。

この入谷の教育施設に関しては、前々から要望が地域からありました。そういった中で、私が4年前の民教の時代に、ひがし幼稚園のほうの園長先生に、何か問題点がいっぱいあると思うんですけれども、とにかくどういふことを町としてすればいいのかということを開いたときに、やっぱり道路の整備ということが一番に挙げられていました。その原因には、マイクロバスと普通自動車を通ったときに脱輪したりとかそういった危険な部分があるので、その辺は早めにと言っていましたけれども、結局、今回になりました。結局、一番最初の地元議員さんたちが要望していたあれからもう随分たつんですが、やっぱりどの辺が一番問題だ

ったのか説明してください。

あとは、私も議会始まる4日前に現場を見てきました。なかなか狭隘な道路で、あそこを5メートル道路、片側、そして子供たちの通学路、その辺を確保するにも結構大変な道路整備だったと思います。そういった中で今回工事に至った経緯について、図面を見ると、やっぱり幅を広げるためのしつらえをしていたと。そうしないとやっぱりその辺は難しいと。しかしながら、車の交互通行、そして子供たちの通学路、この辺の3つの使用の仕方に安全性は確保されているのでしょうか。その辺、最初にお聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） この小学校線につきましては、もともと狭隘な部分がございます子供たちの通学の安全に不安があるということで、町としても課題として認識をしていたというところがございます。当然、その道路を工事するに当たっては、まずは設計が必要ですし、その後、当然、用地の交渉という部分もございますので、一定の期間が必要だということもございます。

それから、安全性のほうでございますが、今回、車線4メートルの両側に50センチずつの路側帯といいますかそちらがついておりまして、全体で5メートルということになっております。当然、道路の設計をする上で、国のほうで示している道路構造令、令和の法令の令ですけども、こちらの中で交通量に応じてこういう道路を設計してくださいという基準がございますので、今回で言えば、3種5級という道路に該当します。1日当たり500台未満の交通量ということで、こちらの標準的な設計としては、路線の幅が4メートル、片側2メートルずつで両側に50センチずつの幅が必要だということの設計になっておりますので、安全性という部分については確保されているというふうに考えております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 私も4年のブランクがあるので、こういった形でここが今後の整備に至ったかという、やっぱりなかなかその辺までの期間にいろいろな問題があって、行政として地域の要望を捉えてここまで進んできたということだと思います。なかなか、それでも建設会社が今それを入札で取ってやっているわけなんです、結構見た感じも大変狭い道路なので工事も大変だと思うんです。狭い場所に幅を広げてということいろいろな工事内容が係ってくると思うので、その辺は現場の安全性、その辺はぜひ町のほうでも監視しながらやってもらいたいと思います。

あと今、子供たちの親たちの学校、保育所への車での送迎があると思います。今、なおさら

熊が冬眠しないというようなこともあって、もし出たらば、やっぱり車で子供たちの送迎、幼稚園の子供たちの送迎、そういった分もなるので、今、課長話してはいたけれども、その道路の通過する量というのは、ある程度町のほうでも計算に入れて今回のこういった道路の幅の舗装からということになったとは思いますが、あともう一つ心配なのは、あそこは入谷小学校、そしてひがし幼稚園のほうから下り坂だと思うんです。上のほうから下がってきたときに、そのときに車が滑る。凍結とか、あとは今日みたいなしつとりと雨が降ったときの凍結、あと雪、そういった部分の対策をこの道路に取っているのかということで再質問1つ。

あとは地域から求められているのは、プールと学校間の道路も狭いので、そこも何とかすれ違うぐらいの幅の道路にということも前に聞いたことがあります。

その2点だけ、もう一度お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 勾配につきましては、幾分と申しますか、なるべく緩ければ緩いほどいいというのが基本的な考え方なんですけれども、当然、現地に合わせた形でどうしても勾配が必要になる部分がございますので、こちらは限度と申しますか、先ほど申しました道路構造令の中に、ちょっとすみません、正確なのはちょっと忘れましたが、10%か9%だったか、そのぐらいの勾配が限度ですよというルールが定められておまして、それ以下の勾配で設定をなさいますということになっておりますので、これに基づいたものになっているところがございます。

それから、プールとの間の部分でございますが、今回、新しくと申しますか、入谷小学校線のほうを整備させていただいて、交通の状況を見ながら我々としても注視してまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 地域の教育施設の道路整備は、いろいろなイベントとか行事があったときに多くのPTA、親たちが通る場所でもあるので、その辺を町としても安全性を担保しておかないと、いろいろな問題が起こったときには私は遅いと思います。

あと勾配に関しては、できれば冬道は滑りやすいとかそういった標識、あとは看板、そういったのを町のほうでも設置する必要があるんじゃないかなと。やはりこれも事故が起こっては遅いと思いますので、その辺の考えも町のほうに求めていきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 2点目のところ、雪道といいますか、そういう安全性という部分につきましては、区長さんとか地域の方々にも御相談をして、ここに限らずですけれども、そういう坂道の部分には融雪剤を入れた箱、多分、恐らく最近道路走っていると道路脇に黄色い木製の箱が目につくことがあると思うんですけれども、それぞれの箇所にそういう袋に入れた小分けの融雪剤を入れておりますので、地域の皆様の御協力をいただきながら適時使っていただければというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。佐藤雄一議員。

○7番（佐藤雄一君） 前任者がほとんど言われたとおりでございます。もう二、三追加してお話をさせていただきたいと思います。

まずもって、1点目は、この道路が完了した後にこの道路を通学路として指定されるのかどうか1点。

それから、今回の追加工事の方で赤線があるわけですが、36メートルですか、民家の出入口があるんですが、その辺がちょっとはっきりしていないものですから、この間もこの工事に入るのかなど。

それから、もう3点目は、今、工事中だったんですが、交差点近くに最近になって電柱が建ちました。その電柱が5メートルの幅員の中に含まれているような感じがするわけなんですが、その辺確認されているかどうか、その辺お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 通学路の指定という御質問ございました。この道路につきましては、もともとの通学路であるということですので、解除したという経過はございませんので、引き続き通学路として使用するといったことだと思います。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 大変申し訳ございません。議案関係参考資料の17ページのほうを御覧いただきたいんですが、こちらの平面図の転落防止工L=36メートルと書いて、道路の側に赤い線が実は2本引いてありまして、真ん中は赤線が引いていない形になっています。ちょっと見にくいんですけれども、基本的には、この民家の方の乗り入れの部分については転落防止柵は設置しないということでございます。

それから、電柱のほうにつきましては、基本的には道路区域の中で移したのものもあるということでございますので、5メートルの中には入らないんですけれども、道路の区域の中には入っているというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 佐藤雄一議員。

○7番（佐藤雄一君） それでは、1点目、以前から指定されているということでありましたので、地域の方々は、そうであればもうちょっと子供たちが安全に通りやすいような歩道を設けなかったのかというような意見も出されているようでございます。その辺は、これ計画したときにそういう考えがなかったのかどうか。私も図面だけ見てもちょっと素人ですから分からないもので、その辺をどのように考えていたのか。

それと、あと地域の方々に工事するための説明などは行っていたのかどうか、その辺です。

あと今、先ほど電柱の件についてお話をさせていただいたんですが、何か今現在の側溝の道路側に建っているみたいなので、せっかく幅員を十分取った割には何かその辺うまくない計画なのかなあと今質問させていただいております。その辺についてもう1回お願いします。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 地域の皆様には、基本的にはこういう道路になりますよということでは区長様などを通じて説明をさせていただいておりますし、こういう工事になりますと交通誘導等も含めてチラシなども配らせていただいているところでございます。

電柱につきましては、区域として、車が走る場所だけが区域ではなくてその外側まで区域がありますので、そちらの中のほうには入るんですけども、そちらの車線のほうには当然影響がないというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 歩道が必要だったというあれですけども。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 今回、路肩のほうはつけさせていただいておりますが、改めての歩道というものについては、ちょっと設けられなかったと。議員ちょっと御存じのとおり、用地的な制限が現地ございますので、今回についてはこの路肩を利用した形での通行ということで御理解いただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 佐藤雄一議員。

○7番（佐藤雄一君） それでは、最後に防護柵の設置なんですが、何か図面見ますと側溝の上に建っているような図面なので、安全性がショックでもつのかなというような感じをいたしました。それで補強も必要なのかなあと今思っておりますので、その辺、子供たちがぶら下がったりなんかする可能性もあると思うので、その辺注意をして施工に当たっていただきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 議案関係参考資料18ページのほうでこの転落防止柵、掲載させていただいておるんですけれども、議員御指摘のとおり、自由勾配側溝という側溝の1つのところにつけるんですけれども、今回はこれを打ち込んだりする箇所がないものですから、基本的にはこの側溝にボルト締めで設置をさせていただきたいと。若干掘削はするんですけれども、そういう形での設置になりますけれども、子供たちが、例えば、寄りかかったりしても倒れたりしないような十分な強度の確保はできているというところでございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第31号 公の施設の指定管理の指定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第10、議案第31号公の施設の指定管理の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第31号公の施設の指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

本案は、南さんりく斎苑の指定管理者の指定の期間が令和8年3月31日をもって満了することから、新たな指定管理者の候補者として、南三陸町公の施設の指定管理者審査委員会の意見を踏まえ、町において選定したものを指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） それでは、議案第31号の細部説明を行いたいと思います。

議案書は38ページ、議案関係参考資料は23ページになります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設につきましては、南さんりく斎苑となります。

指定管理者の候補者につきましては、株式会社清建でございます。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間ということになります。

議案関係参考資料23ページを御確認願います。

今般の募集につきましては、公募という形で行っておりまして、応募がありましたのは当該事業者1社ということになっております。

当該事業者につきましては、平成19年からこれまで一貫して当該施設の指定管理者として安定的な住民サービスのほうを提供してきていただいたところでございます。こうした実績も十分ということも踏まえまして、今般、このような形で指定管理者に指定をしたいというものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑をお願いします。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号 公の施設の指定管理の指定について

○議長（菅原辰雄君） 日程第11、議案第32号公の施設の指定管理の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第32号公の施設の指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

本案は、南三陸町ひころの里の指定管理者の指定の期間が令和8年3月31日をもって満了することから、新たな指定管理者の候補者として、南三陸町公の施設の指定管理者審査委員会

の意見を踏まえ、町において選定したものを指定したいため、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） それでは、議案第32号の細部について御説明を申し上げます。

議案書は39ページ、議案関係参考資料は24ページとなります。

対象となります公の施設につきましては、南三陸町ひころの里でございます。

候補者でございますけれども、一般社団法人 J o I n、こちらは地元入谷地区の一般社団法人ということになります。

指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間ということになります。

議案関係参考資料を御覧ください。

まず、団体について御説明をさせていただきます。

一般社団法人 J o I nにつきましては、キャンプ場の運営ですとか、町の自然、歴史に触れる機会を提供することで持続可能な南三陸をつくるということを目的に、令和3年に設立されたものでございます。

資本の額、一般社団法人ですので基金ということになりますけれども、100万円ということになります。

社員数につきましては3名でございますけれども、このひころの里の管理に当たりましては、そのほか臨時的雇用も行うということを確認しておりますので、体制につきましては現在と同様の体制になるものというふうに考えております。

続きまして、手続関係でございますけれども、今般のひころの里の募集につきましては、先ほどの斎苑と同様、公募という形で行っておりまして、応募がありましたのは当該事業者1社ということになってございます。

当該事業者、実績があるわけではございません。ただ、地域に根差した事業者ということで、ひころの里を軸に地域活性化を行いたいという、まずひとつ情熱と申しますかそういったものを持っているということが1つでございます。

それから、我々も指定管理者を指定してからしっ放しということではなくて、いかんせん初めて行うということもございますので、毎月1回ですとか定期的に助言の場と申しますか、

意見交換をするなどして適切に指定管理の業務が行えるように、我々としても関わっていき
たいというふうに思っているところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。千
葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 6番です。何点かお聞きしたいと思います。

ひころの里、私もイベントあると行くんですけども、なかなかイベント開催が町の広報に
挟まってきたりチラシで挟まってきたりということで、もうちょっと町民に周知すればもっ
と人が集まるんじゃないかなと。

あとあの近辺の人たち、パン屋さんとか食べ物を扱う方々が、例えば、季節ごとの餅とかや
っていますけれども、大体イベントで年間何人ぐらいの集客があるのか、その辺教えてください。
さい。

あとこの間も婆山の歴史というような感じであそこでイベントがあったようなんですけど
も、それもちょっと人数が逆にあのスペースなので少ない人数の入場者のような感じなんで
すけれども、これはあれが目いっぱいなんでしょうか。

その2点だけお聞きします。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 3点御質問ございましたけれども、まずもって1点目のイベン
トの周知ということにつきましては、基本的には、それは指定管理者の自主事業の部分とい
うことになるかと思っておりますので、その点につきましては、引き続き我々も協力するなどして
もっと効果的な利用につながるような周知について助言などを行っていきたいなというふう
に思っております。

それから、まず人数なんですけれども、すみません、ちょっと今手元に数字がないんですけ
れども、年間の入館者数、有料の部分が1,000人弱という中で、そういったイベントでの利用
というのは2,000人ぐらいだったと記憶しております。

それから、演劇などの利用に関してでございますけれども、施設の広さというのは限りがあ
りますので、あれが精いっぱいなのかなというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 今の説明で分かりましたけれども、取りあえずまだまだ伸び代があるひ
ころの里だと思いますので、観光客も入れるような形でもってイベント開催、あとはまちあ

るきでもやってほしいと思います。

あとは指定管理者だけのあそこの場所じゃないので、入谷地区の地域の人だって地域を大切にするような人たちが多くいるので、地域の人たちと私は一緒にやっていると思います。そういった中で、今、あそこに教育施設が農協の脇にあるわけなんですけど、あそこと共同的な形でやっていけばもっと人が集まれる状況がつかれるのかなと思います。ひころの里開催ではなくて、あそこで次は泊まるんだと、あとは入谷地区を歩くんだと、そしてひころの里を中心とした人の歩きとかそういった散策、そういったことも視野に入れながら、町として、指定管理者に指導とか共同してもっともっとやれるんじゃないかなと思うんです。これ最後にお知らせください。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ひころの里につきましては、そういった現状も踏まえまして、9月の議会で入館料をただにするといったような条例改正も行わせていただいておりますので、地域の方々の利用なども含めて最大限あの施設が有効に活用されるよう、指定管理者とこれからもいい関係を築いていきたいと思っています。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、私のほうからお伺いいたします。

今、前議員も聞いておられましたけれども、やはりあれだけの施設ですから来るお客さんも獲得する方法に向けていただけたらいいのかなあとと思う中で、2年ぐらい前に行ったときもシルク館のほうが開まっておりました。やはりそれらも閉館しないで今は全部やっているのか。そして、そこでシルク館の中で繭細工の作成とかそういうものもやるとお客さんがあるのかなあとと思うのが1点。

それから、昼食、お昼、お弁当のようなものを出すのか。以前は行事のときだけ出ているようでしたけれども、そういうものも今後指定管理していく上であるのか。そういうことをお伺いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ただいまの及川議員から御質問ありました件は、それも自主事業という部分でのお話になるかと思うんですけれども、まず繭細工の部分につきましては、今回の指定管理者の方々も、その技術を次の世代に継承していきたいという思いもお持ちのようですので、その部分をしっかりやっていただければ、我々としても入谷の1つの文化が継承されるのかなというふうに思っております。

2つ目の昼食の提供につきましては、検討されているようでございます。

○議長（菅原辰雄君） 休みだったという件は。

○農林水産課長（佐藤正行君） 基本的には、現在も条例で定めている休館日以外は開いているということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 以前、一時、休館をずっとやっていたんですけども、そのようなことは無いということでよろしいですね。

やはりシルク館というものは、山内甚之丞さんから入谷の人たちは繭細工、シルクを作る、お蚕さんを作ってあれまでになってきたので、やはりそういう伝統的なものは途絶えることなく次の世代の人にも継承して行って、そしてまた、あれはきれいなんですよ、色がついていろいろな花とか植木のようなものを作ったりということですからすごくいいものなので、これからも続けて任意事業としてやっていただくとありがたいと思います。

それから、やはりあそこまで行くと、ぐるっと行くから昼食時間にどうしてもなってしまうところがあるので、やはり何かの形でそういう食べ物があるよとなると長くそこにいられる、その辺を散策できるという可能性もありますので、任意事業の中でそれらのほうもやっていただくと、今からはそこはお客さんが行き交うことができると思いますので、その辺もよろしくをお願いします。

以上、終わります。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） ちょっと確認もしながらお尋ねしたいと思います。

今回、公募が1団体ということで審査委員会の審査を経て決定されておりますが、まず、ほかの指定管理者もそうなんですが、審査結果詳細というものは町のホームページも公開されているものなんですけれども、今回、審査結果について、これ得点というか評価点が出ているんですけれども、実際どういう評価だったのかという部分と、審査されるに当たって審査委員の皆様からの何か、初めての団体ですから、意見等というのはどんなものがあったんでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 審査委員会の庶務を企画課で担当してございますので、私のほうからお話をさせていただきます。

まず、集計を最終的にさせていただいております審査基準でございますけれども、大まかな

部分について、大まかな大項目について申し上げますと、平等の確保ということで利用者の方々の平等の確保、あるいは公共性の維持といった点がございます。また、事業計画を拝見させていただきながら、その効果、効用の発揮ですとか経費の使い方のメリットといった部分について着眼がなされていると。その他につきましては、物的能力あるいは人的能力ということで組織体制等について評価がなされております。

所管課、農林水産課の設定項目といたしましては、集客を増やすための具体的な計画提案等があるかといったことで評価をなされていると。最終的には、地域振興ということで特に入谷地域の振興に資するものであるかどうかと、そういった点について着眼がなされてございます。

附帯意見のようなものがあつたかどうかといったことでございましたけれども、先ほど農林水産課長からお話しございましたとおり、令和3年に設立されて、実際に指定管理といった業務を含めて初めての動きということでございますので、特に所管課である農林水産課等との連携を密にして安定稼働するように、そこは役場側のほうでも努力をいただければというお話は委員の皆様からは頂戴しているといった状況でございます。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 評価のいろいろな詳細については分かりました。

後日、点数公表されると思うのであえて聞くまでもないかもしれませんが、もしこの場でその評価点を示せるようでしたらお示しいただきたい。

あともう一つ、ちょっとほかの施設もそうなんですけれども、指定管理者に対する点検総括等いろいろやられている中で、入谷地区ですので、特に昨今の状況を見ますと安全性の確保というのは結構しっかりやっておかないといけないのかなというふうに感じております。獣害のほうも含めて。広い施設ですし、かといって人的な資源は限られておりますので、なかなか管理するとすごく難しい面があると思うんです。そこをどう捉えているか、お考えがありましたらぜひお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、私のほうからは1点目の評価点でございますけれども、100点満点で配点をさせていただいてございまして、平均点は64.1ということで、基準に達しているという整理をさせていただいてございます。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 安全対策という部分についてでございますけれども、現実問題

とすれば、物理的な対策よりも論理的な対策なのかなというふうに思っておりまして、付近で熊が発生した場合は休館にするとか、そういった対応が現実的な対応なのかなというふうに思っております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。佐藤雄一議員。

○7番（佐藤雄一君） 関連していると思って私お願いするわけですがけれども、シルク館の改修工事についてですけれども、ひころの里、本来であれば今年度にやる工事だったんでしょうけれども、先送りにされたので、3月の予算には絶対に予算組みしていただくというような形をお願いをしておきたいと思います。回答はいいです。頭に入れてもらえれば。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、皆さんお聞きしたので何点か伺いたいと思います。

そこで、まず1点伺いたいのは、自主事業ということで課長から説明あったんですけれども、その前に、何か当該の団体ですか、社団法人、キャンプ運営というそういう説明があったんですけれども、今回、指定管理を受けた場合にキャンプ場等の運営は考えているのか、その点伺いたい。

あと水産課と一緒に自主事業等を考えていくということだったんですけれども、やはりこういった説明の際に、以前のプロポーザルのような形でどういったやつをやるかとかということは何点かでも説明していただければ分かりやすかったと思うんですけれども、目玉的な自主事業のようなものがあるのかどうか、その点伺いたいと思います。

あとは、行う業務の内容等にもあるように維持管理について伺いたいと思います。

まず第1点は、草刈りは大丈夫なのかというその点、私一番心配していますので、その点。

あともう1点、維持管理では、ひころの屋敷、いろいろあるんですけれども、その活用はどうなるのか。実は、私、先日、イベントであそこの中に行かせていただいたんですけれども、上を見たら何か蚊帳の部分がほとんど色づいていなかったということで、たしかあそこの屋根を3,000万円ぐらいの予算で、少し減額になったんですけれども、2,000万円幾らぐらいで改修したという経緯があるので、それを維持というかもたせていくためにも、常時いろいろに火を焚いていぶすということが大切じゃないかと思います。そういったことで、いろいろの火を焚くといった行為も維持管理としてできるのかどうか。

あとは、先ほど課長説明あったように有料から無料になったということで、そこで前は切符切りみたいに人が必ずいたんですけれども、今回、指定管理になった場合に誰がいるのかというか、そういう心配があるものですから、そのところがどうなのか。

あともう1点、駐車場に関してなんですけれども、イベントのときとは別にして、平日というか、常時団体のような方も押し寄せないと思うので、年輩枠というんですか、そういった形を設けて上まで上がって何台か止められるような、そういったことも大切だと思いますが、細かいことであれなんですけれども、伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 御質問がたくさんありましたので、漏れていたら御指摘をいただければと思います。

まず、1点目のキャンプ場をするのかということにつきましては、ちょっとヒアリングをさせていただいたときに伺った話になるんですけれども、シルク館と母屋の間に別宅というものがございまして。その別宅の敷地を活用してキャンプを行いたいという意向はお持ちです。ただ、それが実現するかどうかという部分につきましては、こちらサイドでも法律的な部分も含めて整理が必要だというふうに思っております。

それから、2点目の自主事業の目玉ということでございまして、子供向けのグラウンド・ゴルフですとか、あと先ほど申し上げましたシルクの技術継承、別宅の活用などを検討されているというところでございます。

それから、維持管理ですけれども、草刈りができるのかという部分につきましては、こちらとすればやっていただかなければ困るということでございます。

それから、いろり活用、いぶすことができるのかという部分につきましても、それはできるということと理解をしております。

いずれ、ここまでの点で申し上げますと、指定管理者としてやりたいこと、それから周りの方がやってほしいこと、それから指定管理者としてやらなければならないことと、大体こういう3つに整理がされるのかなというふうに思っておりますけれども、我々とすれば、まずは指定管理者としてやるべきことをしっかりやっていただくと、その上で自主事業などがその上に積み重なってくるんだらうというふうに認識をしているというところでございます。

それから、受付のところには人がいるのかということに関しましては、9月の条例改正の際にも御説明をさせていただきましたけれども、料金は取りませんが、いわゆる許可という行為は残りますと。ですので、そういったチケットは発行しますよと。ですので、人はおりますということになります。

それから、最後に駐車場の件ですけれども、上まで車で上がれないのかということにつきましては、カラー舗装の部分などはそういった構造になっておりませんので、頻繁に車が往来

してしまうと壊れてしまうということもございますので、例えば、お体、足の悪い方などであればそういうことも考えられるのかもしれませんが、基本的にはあの駐車場を御利用いただくというのがベースになるものと思います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、キャンプ場ということに関してなんですけれども、別宅を利用することなんです、もしそれが、軌道に乗ると言ったらおかしいんですけれども、いい感じになった場合に、別宅自体、私、ちょっとどういった形だか分からないんですけれども、その先として、民泊というんですかそういったやつ等も視野に入れられるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

あと自主事業として、子供のグラウンド・ゴルフとか先ほど言った別宅の利用とかもあったんですけれども、私、広場を有効活用というかする上で、久々この言葉を出しますけれども、パークゴルフなんかの練習場として使えるようなこともすると、集客というんですか、ある程度できると思うんですが、その点伺いたいと思います。

あともう1点確認したいのは、いぶすということで私先ほど質問したんですけれども、それを月1とかではなくて、常時、私は焚いてほしいと思います。ちなみに、登米の春蘭亭さんあたりを参考にさせていただくと、課長の説明にもあったような飲食も検討しているということみたいですので、ああいった形で古民家カフェっぽい感じで運営していくことも1つの方策だと思いますが、それは指定管理を受けるほうのあれなので、そういったことも課として指導という検討していけるのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 1点目の民泊ということについてでございますけれども、別宅を借り受けてそういったこともしたいという意向をお持ちです。

それから、2点目と3点目、それから4点目になるんですか、カフェのお話は、いずれ現時点でどうのこうの今ここで申し上げることもできませんので、その点につきましては、指定管理者のほうにお伝えをして施設の利用拡大につながるようお伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 1回目の件に関しては大体分かったんですけれども、そこで課長、さきに答弁あった指定管理についてなんですけれども、今回、1事業の応募があったということなんですけれども、ちなみに、以前ですといろいろな経費削減その他で指定管理も、はやっ

ていたと言ったらおかしいんですけども、多かったですけれども、昨今、私考えるに指定管理じゃなくて直営という考えもあると思うんですけども、現在、こういった公共施設の直営というのは時代に逆行するのか、それとも、ある程度検討できるのか。何せこういう管理でしたら特殊な技術等もあんまり、必要ないと言ったらおかしいんですけども、それで自主事業に関してもそういった状況だったので、直営するにしても今任用制度等も発達してきていますので、その辺含めながら答弁お願いしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まずもって、指定管理者制度が経費の削減を目的としているものではないということは、これは明確にお伝えをさせていただきたいと思います。一義的には、民間のノウハウを活用して住民サービスを向上させるということでございます。

その上で申し上げますと、直営でということなんですけれども、それは施設の性格にもよるんだろうというふうに思いますけれども、少なくとも人を多く呼びたいとか呼び込みたいとしたときに、やはり餅は餅屋ではないですけども、我々よりもそういった技術とかノウハウにたけた方々がいると思いますので、そういった方々の力を借りて利用を拡大させていって、ひいてはそれが住民の福祉増進につながるというふうに思っております。（「一応全般的な指定管理については答弁いただけないでしょうか」の声あり）

○議長（菅原辰雄君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 指定管理制度そのものの考え方というのは、先ほど農林水産課長が答弁申し上げているとおりでございます。単なる経費の削減といったことを目的としているものではなくて、その施設の設置目的等に沿った形、最大限それらが発揮されるようにといったものが目的でございます。

当然、基本、まず指定管理者といったものをこちらで希望しましても、公募した結果、応募がなければ直営での公の施設の運営ということになりますし、今、この議案となつてございますひころの里といった部分について申せば、やはり先ほどの農林水産課長の話と若干重なりますけれども、特に入谷地域の歴史等を踏まえた上で当該地域の振興に資するためには、地域に根差した団体の方々に担っていただくのが最もベストであろうといった判断でございますので、その点について御理解をいただきたいと思います。

また、最後に、指定管理者制度導入になりますと公の施設という区分になりますので、議員お話しのとおり、単なる貸し館等であれば直営といったこともノウハウ的には大きな差はないと思いますが、お客様をお迎えする等といった施設であれば、可能な限り民間の方々のノ

ウハウを取り入れていくのが現実的なんだろうと考えてございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 同意第4号 南三陸町農業委員会の委員の任命について

○議長（菅原辰雄君） 日程第12、同意第4号南三陸町農業委員会の委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました同意第4号南三陸町農業委員会の委員の任命についてを御説明申し上げます。

本案は、農業委員会委員阿部勝吉氏が本年7月31日をもって辞職したことに伴い、委員として新たに佐藤和徳氏を令和9年7月19日までを任期として農業委員会委員に任命したため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 同意第4号の細部説明を申し上げます。

議案書は8ページ、議案関係参考資料は6ページを御覧ください。

本件につきましては、ただいま町長から御説明がありましたように、7月31日をもって農業委員1名が辞職したことに伴う欠員補充ということでございます。

議案書8ページに記載しておりますように、候補者の氏名は佐藤和徳氏でございます。志津川の廻館にお住まいの方で、昭和55年生まれということでございますので年齢が45歳ということになります。

議案関係参考資料6ページを御覧ください。

まずもって、今回、欠員が生じたことから公募をいたしました。その結果、2名の応募がございまして、評価委員会での審査を踏まえ、当該佐藤氏のほうを候補者として選定したものでございます。

佐藤氏につきましては、現在の宮城農業大学校を卒業後、家業に就農されて、花卉、菊の生産に従事をしてこられました。近年では、葉物野菜を中心に栽培を行っており、経営の面においても中心的な役割を担われている方でございます。こうした農業に関する識見も有していることから、農業委員会の委員として適任であろうということでございます。

任期につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第1項ただし書の規定により、前任者の残任期間ということになりますので、令和9年7月19日までということになります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

同意第4号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第4号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第13 議案第33号 令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第13、議案第33号令和7年度南三陸町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第33号令和7年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、農漁業近代化資金貸付金に係る利子補給の債務負担を設定するほか、子どものための教育保育給付費の増額が見込まれることから、負担金を計上するなどしたものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） それでは、議案第33号令和7年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,636万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億8,773万9,000円とするものでございます。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正についての款ごとの構成比を申し上げます。

14款国庫支出金13.3%、15款県支出金5.6%、16款財産収入1.3%、20款諸収入2.2%、補正されなかった款項に係る額が77.6%となっております。

次に、4ページからの歳出の構成比を申し上げます。

2款総務費23.2%、3款民生費19.2%、4款衛生費10.9%、5款農林水産業費7.4%、6款商工費3.1%、8款消防費5.7%、9款教育費10.4%、12款予備費0.6%、補正されなかった款項に係る額が19.5%となっております。

次に、5ページ、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

農漁業近代化資金利子補給は、令和7年度貸付分について利子のうち1.0%に相当する額を債務負担とするものでございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

9ページを御覧ください

まず、歳入でございます。

上段の14款1項1目民生費国庫負担金のうち、子どものための教育保育給付費負担金2,568万2,000円につきましては、私立の教育・保育施設に係る給付費負担金の増額でございます。

次に、中段の3項1目総務費委託金の30万円は、中長期在留者居住地届出等事務費委託金になります。中長期在留事務における居住地等記録用端末購入に全額を充当するものとなります。

次の2目民生費委託金、国民年金事務費委託金につきましては、歳出の国民年金事務費委託料に充当するもので、税制改正に伴うシステム改修に措置されるものとなります。こちらも全額の補助となっております。

次に、15款県支出金1項1目民生費負担金ですが、こちらも国庫支出金と同様の理由により

増額計上となっております。

続きまして、10ページの上段、16款財産収入1項2目利子及び配当金1,050万6,000円については、利子の利率の利上げによります利息の増であり、同額を歳出において基金積立てするものでございます。

次に、20款諸収入4項1目給食事業収入補正額100万円については、高校昼食費徴収金の利用人数の増による計上となっております。

続いて、歳出に移ります。

11ページを御覧ください。

なお、今回の補正につきましては、各項にわたりまして事業及びそれに伴う国・県の補助金確定による実績での予算の増減、利子の積立てがございまして、説明につきましては、増減の大きな主要部分及び新規事業等についての説明とさせていただきます。

2款総務費1項11目電子計算費補正額20万円については、県自治体セキュリティクラウド運用負担金として、ファイアウォール利用に伴う負担分を追加するものでございます。

最下段の2款3項1目戸籍住民基本台帳費、備品購入費30万については、歳入で説明いたしました中長期在留者居住地届出等の事務に係るものでございます。外国人住民の在留カードとマイナンバーカードが一体化することになりますことから、窓口において手続を行うための端末の購入費となります。

続いて、12ページを御覧願います。

3款民生費1款2目国民年金事務費委託料の補正額50万円については、令和7年度の税制改正に伴う国民年金システム改修委託料となっております。

同じく7目介護保険費繰出金55万円についても、令和7年度の税制改正に伴う介護保険のシステム改修に係る経費として特別会計に繰り出すものとなっております。

次に、下段の3款民生費2項1目児童福祉総務費、子どものための教育保育給付費負担金3,969万9,000円につきましては、歳入でも説明いたしましたとおり、私立の教育・保育施設への利用人数が増えたことなどに伴います給付費負担金の増額を計上しております。

22節の償還金利子及び割引料は、それぞれ国・県の補助金確定に伴う実績による返還となります。

13ページをお開き願います。

中段の4款衛生費1項2目予防費241万9,000円につきましても、同じく国庫補助金実績等による返還金でございます。

下段の農林水産業費 1 項 3 目農業振興費につきましては、熊を含めた有害鳥獣対策経費を計上しております。

消耗品費の44万2,000円については、鳥獣被害対策実施対応の熊よけスプレーの購入費となります。

委託料の50万円については、有害鳥獣の埋設場としての空きがなくなるため、同じ場所での追加整備を行うものでございます。

備品購入費の40万円については、熊用ドラム式捕獲器の購入費を計上しております。

負担金補助及び交付金の50万円につきましては、有害鳥獣の侵入防止柵等設置に係る資材購入補助として追加計上するものとなっております。

15ページをお開き願います。

5 款 3 項 2 目水産業振興費、負担金補助及び交付金303万3,000円の減額についてであります。1 点目の農業近代化資金利子補給金 7 万7,000円につきましては、債務負担で説明いたしました設備投資に関する利子補給になります。

2 点目の水産種苗購入補助金671万円の減額につきましては、アワビの稚貝を国が買い上げ配付された分がありましたので、町の補助金のほうを減額計上したものとなります。

3 点目のナマコ資源増殖事業補助金360万円につきましては、ナマコの資源増殖に向けた取組として購入費補助を行うものでございます。

次に、下段の 8 款消防費 1 項 3 目消防防災施設費425万円については、戸倉地区の配水管更新工事に伴う地下式の消火栓設置に係る負担金を計上するものです。

次に、16ページ中段の 9 款教育費 5 項 4 目学校給食費賄材料費348万1,000円につきましては、利用者の増に伴う増額のほか、物価高騰により全体的に材料費が値上がりしている分を見込んだ増額計上となったものでございます。

最後、予備費については財源調整となります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑ございませんか。

それでは、暫時休憩いたします。再開は 2 時35分といたします。

午後 2 時 1 4 分 休憩

午後 2 時 3 0 分 再開

○議長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を続行いたします。

及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 私のほうから5点ほどお伺いいたします。

まずもって、ページ数が9ページ、歳入の14款国庫支出金、委託金の中で総務費委託金で中長期残留者住居地届出等事務費委託金30万円出ております。歳出では20万円で、先ほどの説明によりますと、歳出はマイナンバーカードなどを取得する分ということの説明ありました。歳入の30万円は残留住所地ということなので、中身については企業が雇用している外国人労働者と違うのか、その辺の説明をお願いいたします。

それから、次のページ、10ページ、16款財産収入1項の財産運用収入、利子及び配当金で1,000万円入っております。ここに説明書きがありますけれども、4月から12月までの利子の積立てと私解しますけれども、これ4月から現在までということなので3月からの見込みがこれに入っていないと解しますけれども、それでいいのかどうかお伺いいたします。

それから、13ページの農林水産業費の農業費の中で12委託料50万円、有害鳥獣埋設場整備委託料とありますけれども、これは埋設場の整備だからわなとは違うと思うんですけれども、18負担金及び交付金50万円も事業費補助なので、わなはどっちの分なのか、その辺お伺いいたします。

それから、15ページの5款農林水産業費の3項の水産業費の水産業振興費の中で18負担金補助及び交付金、これはアワビの稚貝放流が670万円減額して、ナマコ資源増殖事業補助金に360万円行っていますけれども、昨年もやっていると思うんですけれども、ナマコが今大分捕れていますけれども、これ補助金を360万円、今年もナマコの放流をすると思うんですけれども、ナマコの捕れ高、大分店にも出ていますけれども、どれだけの効果というか成果が市場に上がっているのか、分かっている範囲でお伺いします。

それから、8款の消防費の中で420万円、消火栓設置負担金出ております。何か所でどこに設置するのか。

その辺5つに対して御説明願います。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、まず1点目の9ページの中長期在

留者居住地届出等事務費委託金のことでの御質問でしたのでお答えさせていただきます。

議員御質問の中長期在留者というところでは、日本に中長期間在留する外国人のことを指しているわけなんですけれども、その要件に該当する方は、この町にお住まいの方の外国人が全てこの中長期間在留者の定義に当てはまっているのであれば、その方々もこれの該当ということになります。

そして、少し詳しくお話しさせていただきますと、歳入で30万円の委託金で、歳出のほうでは11ページになりますけれども、この下に、一番下段に戸籍住民基本台帳費、備品購入費30万円ということになっておりまして、係る費用が全て国のほうから委託金として町に入ってくるということになりまして、こちらについては備品購入費ということ、この届出事務を行うに当たり、本町にはこの届出を行うための専用の端末があるんですけれども、歌津総合支所のほうにないということで、今回、新たに購入するということで予算を計上しているところでございます。

○議長（菅原辰雄君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 基金の利子の補正額の積算時期という御質問かと思えます。4月から12月までの金額という理解での御質問と理解したんですけれども、今回の補正は、今年の4月から来年の3月までの基金の利子、利金につきまして実績、そして年明けの分は見込みという形で、それを合わせた金額を補正したものでございますので、お間違いなきようということでございます。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 13ページの農林水産業費1項農業費でございます。

順番にもう一度申し上げますので、12節の委託料は埋設整備委託料ですので、駆除した鹿とかイノシシを埋めるために穴を掘る、その委託料です。

17節の備品購入費40万円、こちらが熊用の箱わなの購入費ということになります。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、これは町が電気柵などを農家の方などが設置する場合に補助をしているんですけれども、それを追加で50万円、5件分今回補正をしているというものでございます。

次に、15ページ、2目の水産業振興費のナマコですけれども、町がナマコの資源増殖に支援するのは今回が初めてということになります。

○議長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（総務課長事務取扱）（三浦 浩君） 消火栓設置につきましては、5か所でございます。

す。先ほど申したとおり戸倉地区でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） それでは、後ろから行きたいと思います。

今、副町長の説明で戸倉ということでした。戸倉に5か所の消火栓設置というところでよろしいですか、5か所で。ここは今までなかったところに5か所、戸倉、消火栓は新たに作るんでしょうか、それとも新規が幾ら、その内訳も教えてください。

それから、ナマコのほうは今回は初めてということで、今までも今年は随分ナマコが揚がって、それに稚貝放流となるとますます生産性が高まっていいのかなあという思いがしますがけれども、この辺は漁民の方々はどういう、漁協との話合いなんかなされてこういう補助をすると思うんですけれども、その辺はうまく話合いがなっているのか。

それから、13ページの備品購入費、わなですけれども、これは何個で、今、熊騒ぎでいますけれども、これで、この40万円が1個なのか2個なのか分からないですけれども、充足されているのか、今後の見通しもお伺いします。

それから、利子の分で12月でなくて3月までの見込みでということで、これは分かりました。

それから、残留者住居地届出事務費委託料30万円ということで、これは端末のほうでそのまま出るということなんですけれども、この残留住所地の方が当町に現在何人いらっしゃるのか、この辺お伺いします。

○議長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 中長期在留者という部分での方々だけが外国人登録というところではないので、外国人登録全体で申し上げますと、正確な数字は今持ち合わせていないんですけれども、200人ちょっと当町には登録されている方がいらっしゃいます。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 熊用の箱わなでございますけれども、今回購入するのは2個です。

これで充足するのかという御質問もございましたけれども、正直何個あればという話かと思っておりますので、今後も引き続き状況を見ながら対応していきたいというふうに思います。

それから、ナマコですけれども、漁協さんとの話合いができていいのかという御質問でございましたけれども、まずもって、今回の事業がそもそもとして漁協さんが放流するものに対して町が2分の1補助するというスキームになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） 消火栓についての御質問に対してお答えさせていただきます。

現在、上下水道事業所のほうで戸倉地区で老朽管更新工事を実施しておりますが、津の宮から藤浜までの更新工事をしております。その間にございます既設の消火栓の更新を5基行うというものでございます。

そして、すみません、私、先ほど副町長にお伝えするのを間違ひまして、全体では6基でございます。戸倉地区に5基、そして入谷の押館地区に新設で1基を予定しております。計6基でございます。

○議長（菅原辰雄君） 及川幸子議員。

○9番（及川幸子君） 今、日本だけではなく全世界で火事というものが大変危惧されていますけれども、今、後ろのほうから行きますけれども、消火栓設置工事に伴う、戸倉の場合は工事に伴う設置ということで、分かりました。初めからそう言っていただければ分かったんですけれども。戸倉に5基というと、ええ、今までなかったのかという思いがしましたから今聞きました。

新設は入谷に1基ということで、やはり空気が乾燥していたりなんかすると火事の起こるリスクが大きくなってくるので、その辺は今後とも意を用いて設置に向けて努力していただきたいと思います。

それから、わなですけれども、2個ということで、そうすると金額にすると1個20万円のわなということなんですけれども、各地区それぞれあると思うんですけれども、充足には満たないような話なんですけれども、現在、何個あってそれぞれの4地区に配置されているのか、ないところもあるのか、その辺、お答え願います。

それから、基金については分かりました。了承しました。

それから、残留住所地の届けのある人は200人ということで、かなり、あ、随分いるなという思いがしていますけれども、それだけこの200人という方が当町にお越ししていただいているということで、分かりました。

1つだけ、わなの件をお願いします。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） わなが今幾つあるのかという御質問でございますけれども、熊用ということでよろしいですか。現在はイノシシ用の大きいわなを加工して設置しているん

です。これが3つです、3つ。ですので、これに2つを購入しますと5つ。対応できるのは5つになるということにはなりません。

そして、各地区に1個ずつ設置しているということではなくて、民家の近くに熊の目撃情報が寄せられた場合など、その都度その都度対応しているというのが現状でございます。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、ページ数11ページ、財調と公共施設維持管理費の趣旨なんですけれども、これいっぱいあるんですが、そこで伺いたいのは、財調残高が6年度末で約45億円あると聞きました。それでも毎年数億円ずつ取り崩し、ここ数年では10億円近く取り崩しているということもお聞きました。そこで伺いたいのは、これ町長に伺いたいんですけれども、こういった財調なんですけれども、任期中に大きく取り崩してでもしたい事業などがあるのか、または考えられるのか、その辺伺いたいと思います。

あともう1点の公共事業施設維持管理基金も6年度末で68億円積まれているということなんですけれども、これに対してなんですけれども、使途が限定されているというような趣もあるようですけれども、取り崩すタイミングと、あとどのような使い道が考えられるのかを伺いたいと思います。

あともう1点は、ページ数あれなんですけれども、15ページ、ナマコの資源に関して、私、ナマコのほう聞かれてしまったので、関連でウニについてお聞きしたいと思います。

そこで現在、当町でウニの陸上養殖をしているということもある関係から伺いたいんですけれども、実は私、今まであまりしたことなかったんですけれども、つい先日、50前後かな、もうタコかごを上げる作業をさせていただきました。その際に、タコはじめツブとか、その場所はたまたまそうだったのかどうか分からないんですけれども、ウニがいっぱいついていたり中に入っていたりしました。そこで、そのウニをどうにか陸上養殖のあれに活用できる方法というか、できるのかできないのか、突然の質問なんであれなんでしようけれども、そののところが伺っておきたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 1点目の御質問、財調を大きく取り崩してでもやる事業があるかというふうなお話でしたけれども、現状そういうことは考えてはおりませんといいますか、毎年、私も危惧していたんですけれども、当初予算組むのにやはり10億円近くいったん取り崩さないと当初予算組めないという状況が続いております。ただ、今年度、これから来年度予算の編成に入りますので、それは組む中でどのようになるかというのはこれからなんですけれども

も、今、現状で大きく取り崩してでもやるということはない。

2点目の公共施設もそうなんですけれども、まだ取り崩すタイミングというふうなお話だったと思うんですけれども、これも現状、まだ来年度協議始まっていませんので、そこはまだ考えていないというところです。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ウニの陸上養殖という御質問だったかと思えますけれども、現に既に町内でやられている方もおりますし、ウニに関しては間引きで捕ったウニを陸上養殖しているといった事例もございます。ただ、漁期がございますので1年中それができるといったことではないというふうに認識しております。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 財調に関してなんですけれども、先ほど町長の答弁でこれから予算編成するという事なんですけれども、まだ町長就任なさって、事務的なことはこれまで十分やってきましたと思います。ただ、そこで今年度に限らず任期というか年を重ねていく上で、どうしてもやらなければいけないとか自分なりにやってみたいという事業があるかどうか。具体のあれはいいんですけれども、そういった思いがあるかどうかだけ確認させていただきます。

あと公共事業の維持管理基金に関しては、以前、私、事あるごとではないんですけれども、お聞きしていました。そうしたら、いろいろな公営住宅はじめ一気に耐用年数が来て修繕なりいろいろなことをしなきゃならないので、そのために基金として残しておくという答弁で、分かるんですけれども、昨今の人口減少からそういったこと、いろいろな要因があって、耐用年数が過ぎる頃には人口なり、あとは町自体も、どのような形でかは存続するんでしょうけれども、そういったことを思うと、私、死亡保険じゃないんですけれども、取り壊すぐらいの基金を用意しておけばいいんじゃないかという乱暴な思いもするんですけれども、どのようなあれなのか。

そこで、現によその町では、取り崩して別の事業に使おうとしたら県かどこかから何か指摘を受けたという事例もある中で、やはりそういう目をくぐるというわけではないんですけれども、有効な活用というかする方法を見つけるのも大切だと思いますが、その点に関して伺いたいと思います。

あとウニに関してなんですけれども、これかごに入ったりくっついてるウニが少しばかりではなくていっぱいあったものですから、それをただ海に返してやるのは何かもったいないという思いもしました。そこで、どうにかそれを有効活用ではないんですけれども、ウニを

駆除するための予算分としてそれを買って上げて陸上養殖に活用できないかなという思いがしましたのでお聞きしました。

現に石巻でやっているやつを先ほどささっとタブレットで見ましたら、ウニの採取方法としては、かごによったりダイバーの手づかみとか、ふだん捕っているかぎで捕るというか、そのかぎで捕るのは傷がつきやすいということでした。そこで、捕ってすぐに船の上で水に入ると生存が9割ぐらいということなんですけれども、船に揚げたままで陸上に来て水槽に入ると約1週間で8割ぐらいが死ぬということです。それと同時に、大きいウニにも大分くっついていたので、それもうすぐ身になっていいんじゃないかという思いもしました。

そこで、よくそれを見てみたら、殻が大きいと身の発達が悪くて思わしくないとか、3センチから5センチだと短期でいいという事例もありましたので、今後、そういった陸上養殖これから重要になってくると思いますので、こういったことが可能だったらそういう手法も見つけていくことが大切だと思いますので、その辺、検討なり参考できるかどうか伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 千葉町長。

○町長（千葉 啓君） 私がやらなければならないというふうな部分に関しましては、再三申し上げていますが、農林水産業費の再構築というふうなことでの基盤等を含めた整備というふうなことでございます。

これは何か来年、再来年度で一気にやるというふうな話というのはしておりませんで、長い時間、莫大な金額もかかりますので、そこは様々な補助金等を活用しながら少しずつ優先順位も含めてやっていくというふうな部分と、歌津地区の交流施設、あとは子育て世帯の無償化の部分というふうなところ、この3点でございます。これが直接財調に結びつくかということではないというふうなところでございます。

あと公共施設に関しましては、今、今野議員からも御意見もございましたけれども、一気に建てた分、一気にそういった改修時期が来るというふうな部分でこれまでの答弁だったというふうに解しております。

ただ、議員お話しされたように、だんだん老朽化していく部分というのもございますので、そこは箇所といいますか事情といいますか、それに応じて、例えば、老人世帯の中で災害公営住宅で給湯器等が壊れている、20万円、30万円かかるのを一気に出せるかということ、そうではないというふうに思っておりますので、今の例えばの話ですけれども、そういった部分で何かお役に立てるようなところがないかなというふうな、今、現状で考えている部分はあ

るんですけれども、そういった部分は何かしらの手だて、財源がないかなというふうなところは今考えております。

こういった公共施設の維持管理に関しましては、たしか私、農林水産課の時代にひころの里のかやぶき屋根をこの基金で替えたというふうな実績はありますけれども、それ以外はないのかなというふうに思っています。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） ウニの陸上養殖についてでございますけれども、先ほど漁期があるとお伝えをさせていただいたんですけれども、改めて申し上げますと10月から1月いっぱいまでは捕れないとなっております。ですので、それ以外の期間で間引きなどをするということになるかと思うんです。

それで、陸上養殖が検討、参考にできるかという御質問だったと思うんですけれども、これも先ほどお話をさせていただいたように、町内で既に取り組みされていると。ということは、ある程度もう技術も確立されているんだろうというふうに当然推測することができるわけでございますので、検討、参考という部分は十分考えられるんだろうというふうに思います。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、財調に関してなんですけれども、任期中とかこれから重ねていく上で、先ほど町長答弁あったように、農林水産系、その他幾つか挙げられましたけれども、私、その中にでき得るならば、具体の例は申しませんが、震災における風化の防止などにも少し力を入れていただきたいと思うんですが、その点確認させていただきます。

あと公共施設に関しては、一気に悪くなるという、家庭でいうとテレビだ、冷蔵庫とか一気に壊れるのと似たようなことだと思うんですけれども、私は、一気にという時期までに、例えば、南海トラフとか千島沖でしたっけ、ああいったやつが来た場合に、こっちの被害があまり少ないときは向こうの方が避難に来るんじゃないかと、私、そういうふうに思っているんですけれども、そういうふうになった際は、多分、国でお金を新たに出してくれるのかなということも考えられると思いますので、今後、使い道に関しては、私は使えるだけ使えというんじゃないんですけれども、必要に応じて取り崩して使っていただきたいと思えます。

あと養殖のウニに関しては、先ほど課長答弁あったように、現在養殖しているときに、タコかごに入ったやつを新鮮なまま引き取ってもらうとか、そういう手法があるんじゃないかという思いで聞きましたので、そういうことでした。

終わります。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、2点、コンパクトに行きたいと思うんですが、2点とも農林水産水産業費でございます。

既に質問されている項目ではありますが、1点目、有害鳥獣埋設場の整備についてなんですけれども、整備された埋設場を使い始める見通しというのはどういうふうになっているのかという部分と、いつもついて回る質問かもしれませんが、その場所の環境評価というか、いつも臭いがどうかいろいろ話が出てくるので、そういった部分をしっかりされた上で整備されるのかどうかお伺いしたいと思います。

それから、2つ目、ナマコの話でございますが、ナマコの資源増殖に取り組む将来性の評価、2分の1補助ということで単純に700万円以上の事業ということになると思うんですが、それだけのお金を投じてどういう評価をされているのかなということはお聞きしたいかなと思います。

2点よろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目の埋設場についてでございますけれども、補正可決後、速やかに発注をすれば年明けからは使えるような状態になるのかなというふうに思っております。

それから、環境面ということについてでございますけれども、基本的にはそもそもそういうなるべく人里から離れた場所であるということで、そういった配慮をして場所を選定しているというのが1つと、当然、あと石灰なども準備をさせていただいて、可能な限りそういった対応はさせていただいているというところでございます。

それから、ナマコについてですけれども、将来性の評価ということでございますけれども、我々とすれば、今回、試験的などという部分の意味合いもございまして、3年間という時限ではございますけれども、御支援をさせていただくといった中で、やはり新たな磯根資源として確立できるようにというふうに思っておりますので、そういった点については引き続き漁協さんとも連携を図ってまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） 今回は補正で、しかも一般財源の持ち出しですので、こういったできる部分をまずしっかりいろいろな意味で捉えておりますが、ただ、状況的にはどんどんど

ん駆除頭数も増えているという中で、またちょっと選択肢をいろいろ考えていかないと、埋設だけではなかなか難しい部分も出てくるんじゃないかなというふうにも捉えておりますので、町としては、ほかの場所では、例えば、燃やす、焼却とかあと減容化施設なるものもあるみたいなので、そういった選択肢を増やしていく方向性はあるのかどうかお伺いできればと思います。

それから、ナマコについても、これ増殖していく場所が恐らく環境によって限られた場所になるんじゃないかと、全部が全部の場所できるわけじゃないのかなというふうに思いますので、漁協さんとして漁業権を持っている方全般的に利益があるような事業にしたいのか、それとも、やっぱりちょっと限られた部分になってしまうのか、その辺というのをもう少し詳しく知りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目の施設の関係でございますけれども、6月の議会のときですか、私、将来的にはそういった減容化施設なども検討する時期が来るかもしれないというお答えをさせていただいたと記憶しております。先般、県内にある減容化施設のほうも実施隊の皆さんと共に視察もさせていただいております。議員御指摘のとおり、駆除頭数も今年が大体70頭ぐらい増えているといった現状に鑑みれば、近い将来、そういった検討をしなければならない時期は来るんだろうというふうに思っております。

それから、2点目のナマコの利益といいますか、利益を享受するのが全体的なのかという部分につきましては、やはり一義的には漁業者の所得につながるよというふうにご考えておりますので、そこは我々も可能な限り全体的に行くような形でされるように、漁協さんとも連絡を取り合いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 伊藤俊議員。

○2番（伊藤 俊君） では、埋設のほうは分かりましたので結構でございます。

最後、もう1点お聞きします。

ナマコが直面する課題、幾つかあると思います。世界的には乱獲が進んでいる状況なので、恐らくこういうニュースがまた出るとそういった防犯対策もかなりしっかりやらなければなというふうに思いますし、また、ナマコはこうやって放流することによって実は生態系の環境を改善する効果というものがあると思いますので、そうすると水揚げと環境を有するための機能のバランスを取っていかないと、結局、全部捕ってしまったら当然また海が同じ状況になってしまうので、そのバランスをしっかり取っていくことを望みたいと思うんですが、そ

の点について最後お聞きしたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 今回のナマコの放流に関しましては、自然環境活用センターの職員の協力もするということで調整しておりまして、潜って定点の観測などをすることにしておりますので、そういった部分のデータなども含めて今後進めてまいりたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人議員。

○11番（三浦清人君） 質問に入る前に、町長、昨今の課長さんをはじめとする職員の方々の働きぶりといいますか、大変素晴らしい働きぶりだというふう感じております。これも町長の意を酌んで、やる気を起こしてやっているんだらうなという思いで今おります。今後も、引き続き職員の皆さんには頑張っていただきたいというふうに思います。

私もナマコ、私の一般質問で新しい漁業の試みということで町長からも答弁をいただきまして、この事業は大変素晴らしい事業だなあと、新たな漁業という見方といいますか考え方かなというふうに思っております。

先ほど、前者もお話がありましたけれども、問題は、水揚げした分を全ての漁業者の方々に収益としてやらなければ、町の公金を投入した意味がないわけです。問題は、生息区域があるんですが、戸倉からずっと貝がどこでも放流できる場所ではないと。

といいますのは、実は私、8年ぐらい前になりますか、町内の業者さんが、稚貝と言ったらいいのか稚魚と言ったらいいのか、それを無償提供したいと、歌津地区に。それで、各浜、生息区域どれぐらいあるか調べてくれないかという話がありまして、浜の方々全員に聞いたわけです、契約会とかいろいろな行政区を通じて。数か所に放流しました。全域ではないんですよね。要するに、砂地でなければ、あるいは泥地、栄養ですから、それがなければ放流しても生息しないという生き物ですから。

放流尾数、課長から聞いたら、12万個と言ったらいいのか匹と言ったらいいのか、尾と言ったらいいのか、ちょっと私、ナマコの数字の何か分かりませんが、そこで、多分、限られてくると思うんだよね。そこはぜひ漁協さんとそれから今言った活用センターの地質調査といえますか、これをきちっとやらないと、せっかく放流してもなかなか死滅してしまうという可能性もありますので、その辺のところのやり方は今後の進め方をお願いしたいというふうに思います。

この事業を3年と言いましたけれども、これは将来やっぱり続けてやる必要があると思いますけれども、その辺の考え方も含めてお聞かせいただければと思います。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、1点目でございますけれども、議員御指摘のとおり、この事業の効果が最大限発揮されるよう、漁協さん、それから町、活用センターも含めて十分な連携を図ってまいりたいというふうに思います。

それから、2点目の3年ということでございますけれども、まずもって3年で、どういうふうになったのかとか減ったのかとかどういう効果があったのかというのは、やはり一定の時期にそれを評価はしなければいけないというふうに考えておりますので、現時点ではまずもって3年ということ考えております。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 簡単に、有害動物の埋設の件について1件だけお聞きします。

私、4年前に、動物の埋設に当たって、埋設された地域の人から掘り起こされて熊のふんがあるといった話を聞きました。あれから4年たって、やっぱり埋設した動物を求めてその臭いで熊が集まってくるというような状況も、今の熊問題に関してテレビで報道を聞いていますが、今、先ほど前者もずっと聞いていたんですが、これから埋設の場所とか埋設の仕方を検討していくという話なんです、やっぱり掘り起こされない工夫もしないといけないと思うんです。だから、どういった感じの埋設でどの辺を想定しているのか、その辺お聞かせください。

○議長（菅原辰雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） まず、場所につきましては、新しい場所ということではなくて今現在やっている場所を順番に穴を掘って行って行っているという状況でございます。

それから、熊を呼び寄せるようにはしない工夫ということなんですけれども、まず、率直に今ここでぱっとその案が思いつくわけではございませんので、それにつきましては、引き続き検討をしていきたいと思っております。

○議長（菅原辰雄君） 千葉伸孝議員。

○6番（千葉伸孝君） 最後になりますけれども、取りあえず今、熊の箱わなとか鉄で作る柵があると思うんですけれども、やっぱり熊がそこを掘り起こせないようにするとか最低限のそれをやらないと、熊は味を覚えてまたそこに来るんだそうです。だから、そういった熊が2回も3回も来るような環境をつくらないということが熊を山のほうに追いやる原因だと思いますので、埋設する場所、それってすごい貴重だと思うので、そういった情報とか内容にたけている人がたくさんいると思うので、いろいろな情報を集めて埋設の方法って真剣にや

っぱり考えていかないと、やっぱりまた熊が町まで来るといような状況が、今年は終わっても来年、再来年とこれ熊が来ないわけじゃないですから、だからやっぱりその辺をしっかりと町のほうで考えて、埋設場所、埋設の形、その辺をしっかりとやっていてもらいたいと思います。取りあえず頑張ってやってください。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第34号 令和7年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（菅原辰雄君） 日程第14、議案第34号令和7年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第34号令和7年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金を、歳出においては後期高齢者医療保険料における過誤納還付金を、それぞれ計上したものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

補正予算書の18ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,639万3,000円とするものです。

詳細につきまして、事項別明細書で御説明させていただきますので、24ページをお開き願います。

歳入、5款2項1目保険料還付金155万円の増額は、後期高齢者医療広域連合より補填される歳出還付分の保険料還付金に係る計上でございます。

25ページを御覧ください。

歳出、2款1項1目保険料還付金20万円の増額は、資格の異動や所得の更正等に伴う保険料の減額に係る過誤納還付金の計上でございます。

3款1項1目予備費は、財源調整による増額計上としております。

以上、細部説明といたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第35号 令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第15、議案第35号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第35号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては介護給付費負担金の交付決定に基づく国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を、歳出においては総務費及び保険給付費等をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） それでは、議案第35号令和7年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書27ページを御覧ください。

今補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,135万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,278万6,000円とするものでございます。

補正予算の細部につきましては、事項別明細書にて御説明をさせていただきます。

補正予算書の33ページをお開きください。

歳入でございます。

3款国庫支出金1項1目の介護給付費負担金及び2項1目の調整交付金につきましては、令和7年度の交付決定額に応じた補正となっております。

同じく3款国庫支出金2項6目介護保険事業費補助金につきましては、システム改修に伴う国庫補助金として支出見込みの2分の1に当たる55万円を計上してございます。

33ページの中段、4款支払基金交付金から5款の県支出金までにつきましては、令和7年度の交付決定額に応じた補正となっております。

続きまして、34ページ目をお開きください。

6款財産収入1項1目の利子及び配当金は、介護保険事業財政調整基金利子として13万9,000円を計上しております。

7款繰入金1項1目の一般会計繰入金は、システム改修に係る町負担額として55万円を計上してございます。

続いて、35ページを御覧ください。

ここからは歳出となります。

1款総務費1項1目の一般管理費につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修委託料として110万円を計上してございます。

2款保険給付費1項1目の施設介護サービス給付費につきましては、今年度のこれまでの実績値から不足見込み分といたしまして1億388万8,000円を増額するものでございます。

続いて、37ページの中段を御覧ください。

2款保険給付費5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、今年度のこれまでの

実績値から不足見込み分といたしまして48万円を増額するものでございます。

続いて、38ページ中段を御覧ください。

4款基金積立金1項1目の介護保険事業財政調整基金積立金ですが、介護保険事業財政調整基金利子積立金13万9,000円として計上させていただいております。

5款の諸支出金1項1目の第1号被保険者還付金ですが、こちらは死亡等による介護保険料の還付金といたしまして50万円を増額するものでございます。

最後に、39ページを御覧ください。

6款の予備費につきましては、財源調整のため計上してございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第36号 令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（菅原辰雄君） 日程第16、議案第36号令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） ただいま上程されました議案第36号令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正は、資本的収入においては企業債、負担金及び補助金を、資本的支出においては建設改良費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） それでは、議案第36号について細部説明をさせていただきます。

補正予算書は41ページをお開き願います。議案関係参考資料は25ページでございます。

令和7年度南三陸町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

まず、今回の補正の概要でございますが、第2条におきましては、当初予算の第4条に定めました資本的収支の予定額を補正するものでございます。

次のページをお開き願います。

第3条におきましては、当初予算の第5条に定めました企業債に今回の補正に合わせ、追加するものでございます。

詳細につきましては補正予算に関する説明書で説明させていただきますので、最終ページ、45ページをお開き願います。

予算事項別明細書でございます。

まず、上段の資本的収入を御覧願います。

1款1項1目の企業債及び4項1目補助金につきましては、下段の支出、1款1項1目水道施設建設費の委託料3,300万円の財源として増額するものでございます。

3項1目負担金、消火栓設置工事に関しましては、一般会計からの負担金を増額するものでございます。

その下段、配水管移設工事県負担金に関しましては、入谷童子下沢砂防堰堤事業に伴います配水管移設工事の県負担金でございます。これまで県と調整をしてまいりましたが、調整が整いましたので不足額を増額するものでございます。

続きまして、下段、資本的支出の補正でございます。

1款1項1目水道施設建設費におきまして、収入でも申し上げましたが、入谷童子下沢砂防堰堤事業に伴います配水管移設工事でございます。県との調整が整いましたので、当初500万円で計上しておりましたが、不足する額を増額し、今後、工事を発注するものでございます。

工事の内容につきましては、議案関係参考資料25ページを御確認願います。

その下段、委託料に関しましては、国の補正予算の追加配分を活用し、来年度以降計画しております老朽管新設工事の設計を委託により実施するものでございます。

設計する管路につきましては、町ホームページでお知らせさせていただいております老朽管路のうち、入谷桜葉沢地区、志津川上保呂毛・下保呂毛・森山・細浦・北の又地区、歌津砂

浜・吉野沢・大沼・石浜地区、合計約4.8キロメートルの設計を予定しております。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（菅原辰雄君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑願います。今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 48ページ、先ほど所長説明あった老朽管について、4.8キロあれするということだったんですけれども、そこで伺いたいのは、老朽管いっぱいあると思うんですけれども、現在何%ぐらい改修しているか、その点お分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点、関連になるんですけれども、昨今の温暖化ではあるんですけれども、昨日、今日の冷え込みからして水道管の破裂というんですか、家庭におけるそういったやつの動向はこの頃、近年どうなっているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） 設計の延長でございますが、現在予定しておりますのは4.8キロメートルでございます。

それで、老朽管の更新の割合、令和7年の3月会議におきまして、老朽管が大体全体で18%ほどありますよという御答弁をさせていただいております。現在、その18%に関しましてなお精査している状況ですので、もうちょっとあるのかなというふうには見込んでおります。現在精査した後に、最終的には老朽管の更新計画というものを定めたいと考えております。

あとは地球温暖化ではないんですけれども、破裂の動向ということで、今期につきましてはまだ厳しい寒さも到来していないということで、家庭での破裂したという事案の報告はいただいておりません。昨季については、ちょっと状況を把握しておりませんでした。申し訳ございません。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員。

○10番（今野雄紀君） 老朽管に関しては分かりました。

そこで破裂なんですけれども、以前ですと寒くなるという予報があると放送とかあったんですけれども、それが近年見受けられないので、あまり破裂のあれは、あることはあっても多くはないのかなという思いがしていましたので、今後、それこそ放射冷却ではないんですけれども、そういった寒くなるような予報があった場合は速やかに周知する必要もあると思います。

あと放送に関しての、これまた関連の関連になるんですけども、昨今、防災無線で何か凶悪犯の指名手配とかという放送もされるようになりました。そこで、そういう放送が悪いというのではないんですけども、例えば、町内にそういった方が潜伏しているという情報があるための放送なのか、それでなくてもそうでないのか。ああいう放送があると、何か危ない町じゃないかな……。

○議長（菅原辰雄君） 今野雄紀議員、議題外ですので。

○10番（今野雄紀君） 今、放送の話でした。じゃあ終わります。

○議長（菅原辰雄君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣について

○議長（菅原辰雄君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって令和7年度南三陸町議会12月会議を終了いたします。

ここで町長より挨拶がありましたらお願いいたします。千葉町長。

○町長（千葉 啓君） すみません、失念をしておりました。

私、初めての今回議会ということで、初日に所信表明をさせていただきました。任期中、一生懸命取り組んでまいりますので、議員各位の皆様におかれましても御協力をお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（菅原辰雄君）　ありがとうございます。

ここで私からも御挨拶申し上げます。

皆様の御協力のおかげをもちまして、本日、ここまでまいりました。御協力いただきました議場出席の皆様方、心から御礼を申し上げます。年末を迎えますので、体調管理には気をつけて新しい年を迎えるように頑張ってください。ありがとうございました。

これにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後3時39分　散会